

平成21年第4回隠岐の島町議会定例会会議録

開会（開議） 平成21年12月15日（火） 9時31分宣告

1、出席議員

1番 安部大助	6番 小野昌士	11番 遠藤義光
2番 前田芳樹	7番 齋藤昭一	12番 池田信博
3番 平田文夫	8番 石田茂春	13番 吉田政司
4番 齋藤幸廣	9番 高宮陽一	14番 福田晃
5番 是津輝和	10番 米澤壽重	15番 安部和子
		16番 松森豊

1、地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町 長 松田和久	定住対策課長 岡田清明
副町長 門脇裕	農林水産課長 山崎龍一
教育長 藤田勲	下水道課長 中前千之
総務課長 渡部國彦	建設課長 井川寛
会計管理者 嶽野正弘	水道課長 大庭孝久
企画財政課長 齋藤福昌	総務学校教育課長 岩水守
税務課長 竹林行政	生涯学習課長 高梨康二
町民課長 佐々木秋幸	布施支所長 松井忠弘
福祉課長 村上静夫	五箇支所長 村上和弘
保健課長 阿部真澄	都万支所長 石川伸吉
環境課長 浅生久	行政係長 渡部誠
観光商工課長 池田高世偉	財政係長 鳥井登

1、職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長 大 上 博 人 庶務係長 藤 田 睦 代

1、傍聴者 9 名

議事の経過

○議長（米澤壽重）

ただ今から本日の会議を開きます。

（開議宣告 9時31分）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日 程 第 1、一 般 質 問

只今から、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

「一般質問」を行います。

一般質問は、一題一答による分割方式と、一括方式の選択性としています。また、質問時間は答弁を除き30分以内となっていますので、執行部、議員各位におかれましては、ご協力宜しくお願い致します。

なお、一般質問は、行政全般にわたり、執行機関に対し、事務の執行の状況及び将来に対する方針等について所信を質し、或いは報告、説明を求め、または、疑問を質すためのものです。

また、再質問は、始めの質問に対する答弁の不明瞭な点に対する質問でありますので、質問の趣旨にそったものとし、通告した質問の範囲を超えない様、質問者各位には、よろしくお願い致します。

執行部におかれましては、質問時間が限られておりますので、明確な答弁をお願い致します。

それでは、一般質問の通告がありましたので順次発言を許します。

○議長（米澤壽重）

始めに、3番：平田文夫 議員

○3番（平田文夫）

通告しております、教育について一般質問を行います。

その前に、私は質問事項は町村議会会議規則 61 条の 2 項、議会運営規則 87、88 項に基づいて事前に議長を得て通告しております。

答弁者は責任ある答弁を求めるものであります。では、教育の問題について教育長に質問致します。

新しい学習指導要領の基本的なねらいは、児童生徒が、基礎・基本を確実に身に付け、それを基に、自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する能力や、豊かな人間性、健康と体力などの「生きる力」の育成を図ることであり、明日を拓く「児童・生徒」の育成の根幹をなすべきものであると考えるが、教育長のお考えをお聞かせください。

また、子どもたちが社会の中で力強く生きていくためには、学校生活や社会生活に役立ち、しかも、人生を豊かにする知識や教養、技術などを、学ぶ楽しさを実感しながら身に付け、うるおいのある学校生活を送れるようにすることが大切であり、さらに、児童生徒の発達の段階に応じて、働くことの意味や楽しさを味わわせ、働く力を養成することが求められていると、思うが、隠岐の島町教育委員会は、どのような対策を講じ、対応をしているか、教育長のお考えをお聞かせください。

教育長、全国学力・島根県の調査は、学力の一部を測定したものであり、その平均正答率は一つの指標であることに留意する必要がある、その上で調査結果を、問題形式別や学習指導要領の領域別の状況、正答数の分布などで分析し、日常の教育活動の成果と課題の把握に役立てることが大切であると思うが、教育長の考えをお聞かせください。

また、設問毎の正答数分布状況を調べて、日々の授業が特定の学力層だけに合わせた内容や指導方法になっていないかを確認し、授業の工夫や指導計画の見直しを行ったり、放課後の補充指導の充実を図ったりすることが重要であり、また、授業に対する児童生徒の認識の状況や規則正しい生活リズムの確立の重要性について、校内で研修して取り組んだり、「学校だより」や「保健だより」、保護者会などを通じて啓発を図るなど、家庭や地域と協働した取り組みへ活用することが、最も求められております。教委は、昨年の全国学力・島根県の調査の結果を踏まえて、隠岐の島町教育委員会として、関係者に胸を張って説明できるどのような改善策を検討し、対応したのか、その内容と工程を、教育長お聞かせください。

教育長も十分ご存じのことと思いますが、今年度の島根県の学力調査の結果は、小学校は 21 市町村参加し、結果公表対象市町村の中で中位。中学校は 21 市町村参加し、公表対象市町村は 16 校、一年生は 14 位、二年生、三年生は最下位と隠岐の島町の中学校は、公表市町

村の最下位。この結果を踏まえ、結果見直し検討をし、私達も進言しておりますが、教育長は結果評価責任も述べることなく、持論を展開している。あなたの持論は、学力調査一つをとっても否定されているのであります。

教育長、「珠」磨かざれば光らないのです。なぜ、隠岐の島町の教育は、児童から生徒へと発達の階段を昇ると、基礎、基本の学力が低下するのか、子供に夢を託して学校に送り出している保護者、関係者の皆さんは、失望しているのではないですか。

今年度の結果を踏まえ教育長は、関係者の皆さんに、どう説明するのか、又、隠岐の島町学校経営者の最高責任者として、自らの責任はどう考えているのか答弁願います。

○番外（ 教育長 藤 田 勲 ）

ただいまの平田議員の「教育について」のご質問にお答えします。

初めに、新学習指導要領の目的につきましては、今回の改訂は、「生きる力」を育むという学習指導要領の理念を実現するため、その具体的な手立てを確立する観点から改訂されております。私も「生きる力」を支えるためには、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」を育むことが大切であると考えております。

次に、教育の楽しさにつきましては、うるおいのある学校生活や、働くことの楽しさを味わわせる取り組みとして、小中学校において、総合的な学習や特別活動の時間を使いまして、「ふるさと教育副教材」を活用して、伝統と文化を尊重し、郷土を愛する心を育てるとともに、自ら進んで考え、将来をしっかりと生き抜くたくましい力を育む取り組みを行っております。

また、働く力の養成につきましては、生徒の望ましい職業観や勤労観を養うことを目的に中学2年生を対象に夏休み中に2日間、町内69事業所の協力を得て「職場体験学習」を実施しております。

次に、学力調査は、議員仰せのとおり、学力の一部を測るものと認識しております。この結果に基づく対策につきましては、それぞれの学校において教科別に分析し、その対策を講じるとともに、保護者面談において、生徒の学習指導及び家庭での生活習慣の改善をお願いして、学校と家庭が協働して取り組んでおります。

また、基礎学力の向上をめざし、子どもたちの学習意欲に繋げる反復練習のための経費や図書購入費を予算化して教育実践に努めているところであります。今後も評価と分析を繰り返しながら、より効果的な方策を見出して参りたいと考えているところであります。

次に、結果説明と責任につきましては、本年度、学力調査結果を公表している市町村の中

で、中学校につきましては、各学年各教科全て最下位ではありませんが、仰せのとおり低位であることには間違いなく、重く受け止めているところであります。

また、同時に実施された意識調査でも、改善の兆しは見えてきてはおりますが、しかしながら、今なお家庭学習時間の確保や生活習慣にも課題が残っております。子供たちの意識の向上は着実に図られているとは思っておりますが、課題は残っております。

これらの調査結果を含め、各学校では、保護者、地域住民の方、児童、教員を評価者とした「学校評価」を実施し、保護者に説明してきたところであります。また、今年度、教育事務所・学校・教育委員会の三者協働で、隠岐の島町の統一した学力向上計画を策定致しまして、新年度から教育委員会事務局に指導主事の配置を県教育委員会にお願いしています。そうした体制を取っていきたいと考えております。今後、教育委員会・学校・家庭がそれぞれの役割を果たすよう更に連携を深めて、学力の向上に努めて参る所存であります。

今後とも知・徳・体を備えた子どもたちの人間形成に繋げる教育行政を推し進めて参る覚悟であります。

○3番（平田文夫）

教育長、私は住民の皆さん、保護者に対してどう説明するかということと、自らの結果責任ということについて、答弁されておられません。

一点だけ伺います。教育長は、教育のプロでありますか、そうでないですかお答え願います。

○番外（教育長 藤田 勲）

私は教育行政を司る教育委員会の行政施策の最高責任者であることは、議員仰せのとおりであります。そして教育行政に携わる姿勢につきましては、今、プロでなくてはならないというふうに考えております。

○3番（平田文夫）

誠にそのとおりであります。

教育に携わる者、それはプロでなければならない。そこで、10月30日に島根県は第50回教育研究記念大会を開催しております。そこで島根県の教育長は大会誌に投稿されております。その中に、「私たちは教育のプロであります。プロには、おのずと結果責任が求められる。」と投稿されております。

結果責任とは、スポーツや芸術を見ればもっとも分かりやすい例であります。

教育のプロとして、最も要求される資質は自らの感性と知性を磨き、全人格的な子供たち

に向き合う熱意と、向上心がなければならぬと問うております。

そのことを教育長はプロである以上、おのずと結果責任は負うべきと思いますが、答弁をお願い致します。

○番外（ 教育長 藤 田 勲 ）

結果責任ということではありますが、熱意と行動力いささかも衰えているというふうには考えておりません。教育委員会あるいは、学校、家庭それぞれは教育という営みの輪の中で、それぞれが、それぞれに役割を担って教育というものは進められているはずでございます。

従いまして、この責任という捉え方、いろいろ捉え方がございますが、今後も子ども達を養育する家庭、あるいは日々学校教育の中で、教育活動を進める学校の役割、そして施策を展開する教育委員会の役割、それぞれ三者協働の中で自らの責任をまっとうする所存でありますので、ご理解をよろしくお願い致します。

○3番（ 平 田 文 夫 ）

次に、通告しております。まちと教育の関わりについて一般質問を行います。

教育とは、そもそも何を目的とした営みであるか、この根源的な問いかけに答える前に、町長は、事あるごとに、子どもは「島の宝」「まちの宝」であり、まちの未来を築いて行くかけがえのない存在であることを強調しております。

そこでお伺いしたい、子どもの教育には、子ども一人ひとりが、個性を伸ばし可能性を開花させ、人生を幸せに生きることのできる基礎を培うことと、同時に、世のため、人のために貢献する国家社会の形成者を育成するという目的があると思いますが、町長のお考えをお聞かせください。

教育基本法においても、第1条において教育の目的として「人格の完成」を目指し、「国家及び社会の形成者」の育成を期して行うためのものである旨が定められております。

まさに教育こそが、個人に幸福をもたらし、ひいては国家・社会の発展につながって行くことは、古今東西を問わず、万人の首肯するところであります。

こうした教育の意義に照らせば、子どもの教育は、子ども本人任せ、親任せ、学校任せ、教育委員会任せであって良いわけがないと思います。子どもの教育には町が総がかりで真剣に考え取り組むべきであり、「人の子も我が子」とまちのすべての住民が思える温かみのある教育環境の醸成が何よりも求められております。そして、それを促す社会システムこそが、今日まで培ってきた文化・歴史・伝統・社会的資産やあらゆるものを、次代へ引き継ぐ真の持続可能なまちづくりにつながると思いますが、町長のお考えをお聞かせください。

知識基盤社会と言われる中であって、本町が持続的発展を遂げるためには、教育を皆が大切にしなければならない。資源に乏しい本町が、豊かな社会を築くためには、この時代の変革にあって、町の存立基盤である教育に大きな力を傾け、成果を上げることが求められています。そこで、敢えて強調したい。教育の充実に目を背ければ、必ず町の衰退に繋がる。断じて子どもの幸せや希望を奪うような町にしてはならない。いかに教育に町が真剣に取り組むか、町全体の覚悟が問われています。

町長は、昨年の全国学力・島根県の調査を踏まえ、今年度当初議会の所信で、あえて教育問題に踏み込んで次のように表明されています。

「児童・生徒の学力向上と生活習慣の改善、及び教師の学習指導の工夫・改善に努め、新学習指導要領に基づいた教育内容の充実を図る。」と住民の皆さんに、ご理解を求めるような表明をしております。

しかし、今年度の全国学力・島根県の調査結果も本町の学校は特に、中学校は先ほど私が教育長に質問したとおりであります。町長、住民の皆さんに信頼されない町は、町の反映につながらない。隠岐の島町の将来を考えたとき、今、まさに隠岐の島町全体の覚悟が問われています。

今年度の学力調査の結果を踏まえ、町長や、住民皆さんの思いが、反映されない隠岐の島町の「教育組織」を根底から見直し、住民皆さんの思いや町長の思いが反映される組織改革に、速やかに取り組み、関係者の皆さんに改革したという理解を求めることが、今、正に町長が決断する道と思うが、町長のお気持ちをお聞かせ下さい。

○番外（町長 松田和久）

ただいまの平田議員の「町と教育の関わりについて」のご質問にお答えします。

初めに、教育の目的や意義につきましては、議員仰せのとおり、教育基本法第1条に定められているとおりでございます。

次に、子どもたちに対する思いは、議員仰せのとおり、事あるごとに「子どもは島の宝であり、自主・自立を目指すまちづくりには、貴重な財産である」と申して参りましたし、現在もそのように確信しているところでございます。

子どもたちの教育につきましては、子供たち自身が、地域の人々との関わりの中で、自分の生き方を考え、さまざまな問題に対応して解決する力を身につけるための学力向上が大切であり、教育委員会任せ、学校任せではなく、私も、中学校を訪問し校長先生や教員の皆様方にこの思いを伝えているところであります。学校で話を交わす中で、これは本当に中学校

だけでいいのだろうかという思いも、今、新たにもたせてもらっておりまして、小学校におきましても話していくことが大事だというように感じておりまして、今後も小学校、中学校合わせて話し合いを私自身も行っていききたいと。

あまり越権行為にならない範囲で、私はあってしかるべきではないかというように考えております。

また、子どもたちが地域の中で、健やかに成長してふるさとの将来を担うことは、町の発展に欠かせないことであり、町民の多くの皆様方の願いでもあるかと思えます。

行政、学校、地域社会などが連携し、子どもたちの成長を見守るとともに、隠岐の自然体験・歴史・伝統行事など、さまざまな活動を通して、子どもたちに「ふるさと隠岐」を愛する心を育んでもらいたいと考えております。

次に、教育組織の見直しにつきまして、現段階で組織云々をどうこうする考えは今のところは持っておりませんが、児童・生徒の学力向上と生活習慣の改善、教員の授業力の向上を図ることは、喫緊な課題と認識しております。この度の学力調査結果を真摯に受け止め、これをひとつの契機に、教育委員会はもとより町、学校、地域がさらに一体となって教育の振興に取り組んで参りたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い致します。

○3番（平田文夫）

町長、越権行為ではないのです。住民の皆さんは隠岐の島町の将来を考え、清き一票を貴方に投じて全体の責任を問うとるわけであります。先ほども町長は憂いておられた。そして県教育委員会は色々なことを発信しております。

この3年間で様々な対応策、それを提唱しております。

1つ目は、明るく伸び伸びとした活力のある学校づくり。2つ目は心の豊かさを育む教育を知育、徳育、体育の基礎に据えた教育。3つ目は感性を磨けば人生が楽しくなる。知性を高めれば人生が豊かになる。4つ目は四季の移ろいや自然、生命に感動する感性を磨き、知性を高め全人格的に子供に向き合う学校教育。5つ目には基礎、基本これを原点に今一度見直した教育。6つ目は、今日的教育課題は複合的、重層的に起きていると捕らえ、その視点からは一つひとつの課題に対する的を得た、対策と共に課題が複合的、重層的であるがゆえに、総合的な根底的な対策が必要である。7つ目は、解決するためには強力な取り組みが必要であり、その為にはスピードとパワーが求められる。8つ目は、アンテナを高く張り、校内だけでなく社会や地域の動向に敏感であって欲しい。そしてアンテナを高く張りつつも流行に過度に動ずることなく、これまで培ってきた教育について不易の信念に自信をもってい

ただきたい。と発信しているわけです。島根県の教育委員会は、そのことを踏まえれば隠岐の島町の教育、正にスピードが求められております。子供たちをこの近代、知的な社会の中で路頭に迷わせてはならない。そのことを踏まえて教育行政を司る。その為にはしっかりと組織の改革、見直しを速やかに検討することが求められていると思いますが、町長のご答弁をお願いします。

○番外（町長 松田和久）

再質問にお答え致します。

まさに、今言われますようにこれは教育ばかりではございません。

「今やる」「わしがやる」といった言葉もありますように、合わせて今、求められているものは、スピードだといわれております。

昨年、これは隠岐病院あるいは島前病院の看護師が今、大変不足しておりまして、看護短大に行く場合は、町長の推薦で行っている方法があるということで、7名の生徒の方々に推薦を致しましたが、残念ながら2名しか合格しませんでした。明けて今年は1名でした。

これは推薦ですので、推薦以外で各学校に行かれる生徒さん達も勿論いらっしゃると思いますが、推薦をして学校を受験したのは今年は1名でした。

先般、私の方に残念ながら不合格になりましたということで、隠岐高校からお詫びの言葉が述べられたのですが、私はこれを聞いて果たしてこれは、校長なり、先生方だけに責任があるのだろうか。

それは、いわゆる先ほど指摘のございました学力試験。残念ながら中学生の場合には今年度の結果ですが、特に2、3年生が悪くて、2年生は確か5教科で1教科だけが、下から3番目。後は全て最下位。3年生は3教科で試験があり、1教科だけ下から2番目後は最下位という散々な成績でした。これも何かしら、その推薦をして失敗したというものに繋がっているのでは…と私は思えてなりません。

そこで、私自らも各学校に出向いて足を運んで、そして本当にこれでいいのだろうか。

何故、隠岐の島町の学校だけが、こんなに悪いのか、そこの所を赤裸々にお互いに話し合いをしながら、あるべき方向を行政としても出していく必要があると思ひまして、校長と話し合いをさせてもらいました。いろいろな話を聞かせて頂きましたが、実は学校側は一昨年前から色々な取り組みをやっております。全く何もしてないわけではありません。まさにスピードをもってやらないといけないということで、学校がいろいろな取り組みをしているという事を、まず私はびっくりも致しましたが。そういう取り組みもしておりますが、更に中

学校だけでなく、やはり教育を受ける基本的な姿勢の問題、環境の問題も含めて考えるならば、小学校校長なり、あるいは保護者とも教育問題について話していく必要があると考えて、そのような思いから取り合えず中学校だけを回らせてもらっておりますが、今後もこういった事を続けながら、もっともっとこの隠岐の島町から、いろんなマンパワーが生まれていけるような環境をつくるように精一杯努力していくことが、私の与えられた仕事でもあるだろうという様に考えております。教育委員会当局と十分協議をしながら、今後は更に前を向いて進めて参りたいと思いますのでよろしくお願い致します。

○3番（平田 文 夫）

町長の答弁の、その意気が現場に反映されることが大切であります。町長の後ろにはこれだけの管理職がおり、傍聴席には住民の皆さんも来ていらっしゃいます。皆さん、隠岐の将来というものを危惧しているわけであります。その原点は「教育」、そのことをしっかりと町の宝に繋がるような進め方を私はして欲しい。その決意を最後にお聞きしたい。

組織というものは、機能するためのものであって、機能しない組織が一番恐ろしい組織であります。しっかりとした教育というものを見据えながら、隠岐の島町の将来を担う子供たちを育成して、そういう気概が町の基本方針でなければならない。現場にまかせたから、越権行為だからという気遣いなくして、町全体を見据えた教育行政、一般行政を進めて頂きたい。その思いをお聞かせ下さい。

○番外（町長 松田 和久）

再々質問にお答え致します。

今、地域社会が疲弊をして参ってきておりますことはご案内のとおりであります。そういった中で、教育についても勿論であります。あらゆる行政分野におきまして、私は今、これからの町づくり、一体どうあるべきかを改めて、来年の目標を何にしようかということで考えているところでありますが、私は新しい町づくりの標語に“すぐやる・今やる・わしがやる”この必要なのは、スピードにある。これを私はひとつの標語にして、今後取り組んで行きたい。その最大の資源は“隠岐びと”であるというように考えております。やはり最後は「教育」になってくるかと思ひまして、今後は教育委員会と更に手を取り合っても、私自らでも前に立って“隠岐びと”づくり、教育の推進に努めて参りたいと考えておりますのでよろしくお願い致します。

○議長（米澤 壽重）

以上で、平田文夫議員の一般質問を終わります。

次に、15番：安部和子 議員

○15番（安 部 和 子）

通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

今の経済全体は、景気が低迷し不況は長びき、国、地方を問わず財政はきわめて憂慮すべき事態となっていることは、全ての国民が感じているところであります。

このような中、わが町は、自らが行財政能力の一層の向上と、体制の積極的な整備・確立を図るため平成17年から行財政改革大綱を決定公表し、その進捗状況を示して参りましたが、果してどれほどの決意と対応策ができているか。口では、財政運営の効率化、能率化といっても「血税を惜しむ」と云う気概がどれだけ徹底しているのか。

例えば減少しつつあるものの、町は多額の公債残高を抱えて、次代の子や孫に負担を課すことになりはしないか、住民の不安を払拭する事はできません。このような状況を背景に「まるい輪の中、心行き交うやすらぎのまち」の実現にむけて、2008年9月隠岐の島町総合振興計画を打ち出しました。

基本目標を「島をリードする隠岐びとが育つまち」「観光を基軸に交流産業を創出するまち」「みんなで支えるやさしい福祉のまち」とこの3つを大きな柱とし、基本方針を定め、さらに基本施策を明らかにし、12月には具体的な事業実施計画も策定されました。

これをもとに、隠岐の島町全域の「まちづくり」に取り組んできたわけですが、合併5周年を迎え、町が目指す「まちづくり」の方向が「おんぼら」と見えるのではないかと期待するところでもあります。

さて、町長は再任後1ヶ年が経過したわけですが、残された任期の中で、どこまでこの「まちづくり」を推し進めていくことが可能なのか、その責任は大きいと判断致しますが、町長の「思わくと決意」をお伺い致します。

○番外（町長 松 田 和 久）

ただ今の、安部和子議員の「隠岐の島町総合振興計画の実施について」のご質問にお答えをさせていただきます。

議員仰せのとおり、本町は、まちづくりの指針となる総合振興計画を、昨年9月に策定致し、12月に具体的な事業実施計画を策定し、隠岐の島町の「まちづくり」に取り組んで参りました。私は、「何とか地域に雇用の場を確保しよう、魅力あるまちにしよう、何とか島を活性化させたい」という強い想いがあります。しかしながら、ご承知のとおり公共事業の激減、景気の低迷により地域は更に疲弊の一途をたどっているのが現状かと思っております。

これを何とか元気が出る方向へもっていくためには、私は、やはり観光を前面に押し出し、地元の農林水産物を活用した「食」の提供や特産品の「ブランド化」など、島の地域資源を活かしながら、さまざまな産業と連携し、新たな産業の創出、再生を推進し、若者が安心して働くことのできる、そういった環境をつくっていくべきと考えています。

また、公共事業につきましても、現下の経済状況を勘案し、一定の事業確保に繋げていかなければならないとこの様にも考えているところでございます。

地域の雇用を支える、「島の地域資源を活用した持続可能で自立型」の産業も芽生えつつありますし、隠岐の医療の要でもあります。

新隠岐病院建設もいよいよ来年度からスタートすることとなりました。今後も町民の皆様が安心して住める魅力あるまちづくりに向けて、誠心誠意取り組んで参りたいと、このように考えておりますのでご理解を賜りますようお願い致します。

○15番（安部 和子）

地域が自主性をもって、特色のある行政を展開しなければならないことは、おっしゃる通りであります。

また最近は特に、全国的に統一して行かなければならない事務事業が増えて、何もかも住民の要望に答えられない状況であることは否めません。だからと言って、財政運営を見直すあまりに魅力ある地域づくりを忘れてしまってはならない事はいまでもありません。

ところで、地域の疲弊とおっしゃいましたが、隠岐広域連合の事務局が都万地域へ移転されて久しいわけですが、人が集うところには、やはり活気が生まれます。この移転は都万地区にだけではなく、ひいては、まちづくりの一端として大変良好な施策であったと考えられているのは私一人ではないと思います。

このように考えるとき、布施・中村・五箇については、まちづくりの中でどう展開されていくのか。そこのところをお聞かせ願いたいと思いますが、どうでしょうか。

○番外（町長 松田 和久）

再質問にお答えを致します。

財政、財政ばかりと言っていたら、町は更に疲弊するということにつきましては、その通りではございますが、しかしながら考えて見ますと、非常に多額の借金を抱え、そして合併を致しまして、やっどここまで来たというのが現状であります。

20年度の町税、一般会計ベースで見ますと14億9千万円。これは実は、合併直前の旧西郷町時代に一番税収が多い時に14億8千万円位あったはずですので、この20年度末の数字を聞いて

て見ますと3村が無くなった位の数字に落ち込んでいるということでありまして、今朝聞きましたら、21年度予想であります、税収見込みは14億円前後ちょっと頭を出すぐらいの数字になるのではということをございまして、やはり自己決定、自己責任の原則を基に致しまして、多様で個性豊かな自治を実現するためには、やはり地方税でありますとか、地方交付税もそうですし、町税も伸びる方向でないと、それはうまくいかない。私は不可欠であるということで、町全体の活性化をどう図るかという意味でも大切であるかと思えます。

お蔭様で借金の方は21年度末で258億円前後まで下がってくる事が出来ますが、まあ～それだけ喜んでいてもしょうがありません。

今後は、やはり見合った事業もやって行かなければならないということだと思います。

今、仰せのように都万は広域連合が行きました。では五箇、布施、中村はどうですか。どういような思いがありますかという事ですが、私は都万に持って行ったのは、これは島前の方に悪いですが、島全体を活性化する為には、機能が西郷に集中していいという分けでは決してない、いけないですから、批判もありましたが、都万へもって行きました。

私は、まだこれは誰にも諮ったわけではありませんが、出来ましたら教育委員会の機能は五箇へ移ったらどうか。あるいは布施にも「ゆうゆの里」高齢者が集う、そういった町づくりをする為には、布施にもそういった機能を持たせる様なことをして、そしてその全4ヶ町村が一定の賑わいをもてるような形にすることが、島全体の生産力を上げていくことだろう。

行政経費を安くする為には西郷の町に全部出て来てもらって、一つにすればこんな安いことはないかも知れませんが、それでは単位面積当たりの生産量は上がらないという事で、今あります100に近い集落がそれぞれ元気で生産活動が出来ますためには、多少あそこにお金を賭けてもしょうがないといわれる事があるかも知れませんが、私はそういう意味合いで、各地域が元気で生活できるような環境を作って行く事が行政の大きな役割でもありと考えておりますので、よろしくお願い致したいと思います。

○15番（安部和子）

町長の思いを伺いました。先ほどの平田議員の質問の答弁に「すぐやる・今やる・わしがやる」といわれました。私はいいなあと思って聞いておりました。本当に自分がやらなければ誰がやる、その気持ちが本当に大切な「まちづくり」の「ひとづくり」の基本であると考えております。

少し横道にそれますが、昨日交通網の会議の中で隠岐のバス交通網の拠点新隠岐病院へ持って来るといふ案をちらっと聞きました。私は良い案だと思いうれしかったのです。

やはりこうして、皆で町を作って行くというこの姿勢が非常に大切だということを感じております。今の町長の思いをどういうふうにして皆の意識に伝えていくか、思いを人に伝えて行くのは大変な作業かと思いますが、トップの思いが伝わる職場づくり、そういうものを是非とも力を入れて頂きたいと思いますが、そのところお考えをお聞かせ下さい。

○番外（町長 松田和久）

再々質問にお答え致します。

私が申しあげました今後の町づくりのキーワード少し誤解がありましたら、訂正をお願い致しますが、「すぐやる、今やる、わしがやる、必要なのはスピードだ」と言ったのは、私がやるのではなくて、議員の皆さんも町執行部も町民の皆さんもお互いにそういう事をひとつのキーワードとして、まちづくりを進めましょうということで、松田個人が「わしがやる」ということではありませんので、そのところはひとつご理解をお願い致します。

皆がそういう気持ちで取り組んで行こうという。その標語をキーワードとして私はそういう言葉を申しあげました。

その原点が“ 隠岐びと”にある。資源は“ 隠岐びと”だと、その“ 隠岐びと”を支えるのは教育だと申しあげたいと思っております。そういう中で、特定の地域だけでなく、島が少しでも、皆が良くて少し楽になった、生活しやすくなったと言われるようなまちづくりを私は進めて参りたいと思います。

ある方が私に「あそこに金を賭けても票は伸びません」というような言い方をした人がいますが、そうではありません。そこにいる人がもうこれしかないと言うならやはり、お金を賭けてもそこで生活出来るような環境を作ることが、行政の大きな仕事だということで私は考えておりますので、ひとつよろしく願いして答弁を終わりたいと思います。

○議長（米澤壽重）

以上で、安部和子議員の一般質問を終わります。

それでは、ここで、10時40分まで休憩します。

（ 本会議休憩宣告 10時30分 ）

休憩を閉じ、本会議を再開します。

（ 本会議再開宣告 10時40分 ）

一般質問を続けます。

次に、1番：安部大助 議員

○1番（安部大助）

それでは質問をさせて頂きたいと思いますのでよろしくお願い致します。

皆さんもご存知の通り、8月に行われました衆議院選挙で政権が交代致しました。

その中で「地方分権」「地方主権」という言葉が、よく多く使われるようになりました。

今、国民の価値が多様化し、行政に対する国民のニーズが多種多様化する中で、地域がそれぞれの個性や主体性を発揮し、地域の実情に沿った行政を行っていくことが求められていると思われまます。

また、高齢社会となった昨今では、高齢者福祉や保育など身近なサービスの充実を求める声が大きくなっています。さらに、隠岐の島町も含め、地方では若者人口の低減が問題となり、今後、より地域ごとの政策が問われることは間違いなく、地方分権は避けては通れないものだと思います。

そこで私は、高齢者社会、若者人口の低減に関連し通告致しました通り高齢者対策、及び介護福祉対策について、Iターン者やUターン者など若者の受入れ体制について、町長に伺います。

最初に高齢者対策について伺います。

隠岐の島町は今後、団塊世代の方たちも含め、さらに高齢者が増加する傾向にあります。高齢者を支えていく上で、町としては特段の対策を考えているかお伺いします。

次に介護福祉対策ですが、隠岐の島町は高齢化が進み、また要介護者数の増加が見込まれる中、介護期間の長期化、介護者の高齢化、家族の介護負担の増大など多くの問題があり、お年寄りの介護に大きな不安をあたえているのは事実であります。そのような中、新たな介護システムを構築する事が必要だと思います。

そこで、介護福祉対策について3点、町長に伺います。

まず1つ目に本町調書の4月時点で約1,600人もの一人暮らしのお年寄りがおられます。町はこの現状をどう把握しているのか。また、一人暮らしのお年寄りが安心して生活していただくために、現在どう対処し、今後どう取り組んでいくのか伺います。

2つ目に今、大変な家庭環境のなかで老々介護をなさっている方々がおられます。介護をしている側には、想像を絶するような、精神的な負担があります。この老々介護をなさっている方達を支援するために、現在の対策と、今後どう取り組んでいくのか伺います。

3つ目に、特別養護老人ホームやグループホームなど入所を希望されているお年寄りの方が多いと聞きます。しかし、現実はずぐに入所できず待機されている方がおられますが、この入所できない待機者への対策を町として、現在どうしているのか、また今後どう取り組ま

れるのか伺います。

○番外（町長 松田和久）

ただいまの安部大助議員の「高齢者対策及び介護福祉対策」についてのご質問にお答えします。

まず、1点目の「高齢者対策」についてですが、本町の65歳以上の高齢者の人口推計につきましては、第3期老人保健福祉計画の中で、団塊の世代の方々も含め平成26年度には15,992人中、5,769人と高齢化率が36.07%となっております。議員仰せの、団塊の世代の方々も含め高齢者が増加する中で、町としての特段の対策につきましては、既に議員ご承知のとおり本町の総合振興計画書にあります「みんなで支えるやさしい福祉のまち」を基本目標に、その施策として「長生きで元気な高齢者社会づくり」のため、住み慣れた地域や家庭で自立した生活が継続できるよう各種の福祉サービスの提供は勿論のこと、高齢者の能力活用による生きがいを推進して参る考えであります。

具体的な取り組みと致しましては、高齢者の総合支援窓口である包括支援センターを中心として、自主的な介護予防に地域全体で取り組むことを促進し、要介護者数の発生率や重度化を抑制するなど、高齢者の生活の安定に必要な援助及び支援を行うとともに、地域における支えあいや見守り活動を地域住民皆様方のご理解とご協力を得ながら促進して参りたいと存じますので、ご理解を賜りますようお願い致します。

次に、介護福祉対策についてのご質問でございますが、まず、1点目の一人暮らしのお年寄りが約1,600人おられますが、これをどのように認識し、どう強化、取り組んでいくのかというご質問でございますが、議員ご指摘のとおり、少子高齢化が進む中、独居老人数も増えるのは間違いのないところでございます。お年寄りが一人で暮らすことは、何かあった時のことを考えますと不安なものでございます。現在、地区担当保健師の訪問による要介護者の実態把握に努めております。今後、自治会や民生児童委員等との連携により、地域全体で支えていく仕組みが更に必要であると考えてところでございます。また、緊急通報装置設置費助成制度により、安心な生活が送れる環境整備に努めているところでございます。生活面でも健康教室や介護予防教室などへの参加を促し、引きこもりにならないで、元気老人で生活できるような対策が必要であると考えてところでございます。

2点目の老々介護の方たちへの対策と取り組みについてでございますが、老々介護を巡っては、介護者の負担増などが指摘されており、介護疲れによる事件、事故なども全国で起きている現実がございます。議員ご承知のとおり、在宅介護サービスを利用して家族の皆様方

の負担を軽減するとともに、介護者の精神的な負担軽減のため介護者交流会の開催も行なっ
て参らなくてはならないと考えております。今後は地域包括支援センターや民生児童委員と
連携しながら老々介護の現状把握と出来るだけ健やかに生活が出来る、そういった環境整備
に取り組んで参る事が大切ではないかと考えております。

次に3点目の「高齢者福祉施設及び介護施設の入所状況」についてですが、現在の養護老
人ホームの待機者は34名でございます。また、特別養護老人ホームの待機者は170名と伺っ
ております。待機名簿の順位は養護老人ホームについては、特別な事情を除き申請の受け付
け順で行なっております。特別養護老人ホームについては、各施設で順位をつけております。
待機者の方は他の施設を利用したり、短期入所を利用して空床を待っているのが現状であり
ます。施設整備の必要性は認識しておりますが、隠岐広域連合介護保険事業計画で定められ
た整備計画の方針によりまして推進していますので、ご理解を賜りますようお願い致します。

○1番（安部大助）

再質問を致します。

先ほど質問致しました介護福祉対策について、3点お伺い致しましたが、一人暮らしの方、
老々介護をなさっている方、また待機をされている方々の一番の不安であり、また、行政に
求めていることは、家事や身体介護をどう支援してもらえるかということだと、私は思いま
す。

そこである地域では、ホームヘルパーという職を重視し、施設ケアから在宅ケアへと
移行しておりますが、私もこれから施設をつくっていったり、そういったことには限界があ
ると思いますが、この在宅ケアを重視していくことは大切だと思います。そこで隠岐の島町
の介護福祉に関してのビジョンを詳細にお聞きしたいと思います。

○番外（町長松田和久）

再質問にお答え致します。

数値的な詳細につきましては、後ほど所管の方からお示しお知らせを致したいと思いま
すが、ただ、私としましては、この施設福祉というのには、おのずと限界があります。そこ
で、やはり在宅介護を中心に考えていかなければならないという事には間違いありません。

そこで、一人暮らしの老人の方々、あるいは老々介護で生活しておられるの方々、また、施
設に入所したい待機をなさっている方等そういったケースがございます。今、言われる様に、
毎日の家事、あるいは身体介護につきましても、ホームヘルパー制度を充実させながら、何
とか在宅で再起を迎えられるような環境を、行政は勿論ですが、地域を挙げて取り組みが出

来るような体制を今後、地域と協議をしながら全島で考えて行かない限りは、うまくいかないのではと私は考えております。

計数等につきまして、また申し上げますが、そういったものを分析しながら、皆様方が少しでも安心して生活できるような環境を今後は作って行きたいと考えております。よろしくお願致します。

○1番（安部大助）

只今、町長より、施設ケアーから在宅ケアーへというお考えを頂きました。

それでは次の質問に入ります。

Iターン者やUターンの若者の受入れ体制について伺います。

先ほども申しましたが、今、全国的に地方の若者人口の低減という問題が大きく取り上げられています。特に隠岐の島町は離島というハンデを背負っている地域であり、若者は進学や就職口を求めて島を離れていきます。そのため、今後も若者人口は減っていくと思われまます。

このような中、最近では専門知識を身に付けた若者たちが、既存の企業に就職せず、自分のやりたい事を実現できる地域を求める動きがみられます。そのため今では、地方のいろいろな地域で、独自のU Iターン者の受入れ体制づくりを進めています。

そこで町長に伺います。IターンやUターンなどの若者を受入れていく上で、町として今どのような体制をとっているのか、また、若者の定住対策に合わせ今後どう取り組んでいくのか伺います。

○番外（町長松田和久）

安部議員の分割質問2点目の「Iターン者やUターン者など若者の受け入れ体制と若者定住対策について」にお答えします。

本町の人口は議員仰せのとおり、平成16年10月の町村合併時からのこの5年間で、約1,730人の減少となっていて、この人口減少は自然減と若者の流出が最も大きいと思っております。特に若者の流出については、島内での魅力ある職場がないのが最大の要因ではないかと思っております。

議員ご質問のU Iターン者の若者の受入体制でございますが、本年度は若者の移住交流を目的として、「学生等移住交流プロジェクト事業」を行いました。その一端として実施した学生サークル事業とインターン事業には6団体、74名の方が参加されました。学生達には島の自然・文化に触れさせ、また地域づくりやイベント、交流授業などに参加することにより、

多くの“隠岐びと”との出逢いから、住む人の温かさと情熱を感じて頂いたところでありませう。この活動がきっかけとなって、都市部での隠岐イベントの協力、あるいは修学旅行での1日キャンバス体験、また、隠岐出身者学生との交流などに積極的に参加していただき、本町にとっては隠岐のPRを含めて様々な効果をもたらすことができたようです。この学生たちが即、隠岐への移住には繋がらないかも知れませんが、隠岐を好きになった若者達のネットワークが更に若者を呼び込み、島への定住に繋がればと期待しているところでございます。

また、島内の高校においては、卒業後の定住志望者を増やすために、「隠岐にかえろうプロジェクト」を立ち上げ、地域で頑張っている人たちが講師として、“この町を知りこの町を愛する”教育を始めたところでございます。本町からも役場の若い職員2名が講師として参加し、隠岐の素晴らしさや仕事に対する生きがい感を訴えて参ったところでございます。地元高校とは今後とも情報交換をおこなうなどして、このプロジェクトが実を結べるように協力して参る所存でございます。

最後に、若者の定住対策についての今後の取り組みですが、隠岐への定住促進につながる定住奨学資金貸与制度の実施、あるいは若者の雇用確保につながるIT産業及び環境産業の育成は、町として当然進めて参りますし、また、先ほど申し上げました島外学生との交流については、大学側が目的としている地域への社会貢献と町の活性化が円滑に進められるように、学校と町との包括連携に関する協定を進めて参りたいと考えているところでございますのでご理解願います。

○1番（安部大助）

町長の答弁で、イベントを通してUIターン者の促進に努めているという話でした。そこで、詳細をお聞きしたいので再質問致します。

今、多くの隠岐の島町出身の若者が島を離れています。その様な若者に対して隠岐の島町として、どのような対策を考えておられるのかお伺いします。

○番外（町長松田和久）

これまでも何回か、隠岐高等学校生、水産高等学校生徒達とも行政と話し合いをさせて頂く機会もございました。実は、今、こういった厳しい社会になりまして、本土に行っても自分にあった職場が見つからないというのが現状です。

そういう中で、島で働ける場所があるとするならば、島で働きたいという意見が年々強くなってきているようにも思っております。

そこで、県もそうですが島根のUIターン支援する色々な事業が出てきております。そう

いては積極的な予算編成に取り組み、まず地域の活性化を図る必要があると思いますが、新年度予算の編成にあたってどのような基本方針で対応する考えなのか、具体的な考えを伺います。

○番外（町長 松田和久）

ただ今の、高宮陽一議員のご質問にお答を致します。

まず、1点目の「平成22年度の予算編成方針について」でございますが、議員仰せのように、国におきましては、今までと違った「事業仕分け」という方法に取り組みまして、平成22年度予算もこれらを考慮されまして、年内にも編成されると報道されておりますが、現時点では、国の予算編成や地方財政対策が明らかではなく、的確な予測を行うことは、まだ今もって困難ではないかと思っております。

また、町の景気が依然として厳しい状況にありますことから、町税の伸びも、先ほどいいます様に多くを期待できないのではないかと。国税がそうです。36兆9千億円位まで下がるということで、相当加法修正をしてくれているようですが、やりかたによっては、35兆円をきるかもわからないというような事も言われております。そういったことで、一般財源の3分の2を占める地方交付税につきましても、重点配分を地方にするということは言われておりますが具体的な提示には、今のところ至っておりません。今回の7兆2千億円でも1千億円位が交付税財源として、補填財源が回って何とか当初のものを確保したいということではあるようです。

一般財源の減少傾向は続くものと予想されます。そして、新型インフルエンザ問題につきましても、まったく想定外のことであり、影響も相当大きく出ておまして、まだこれからも予断を許さない状況でございます。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、このような厳しい財政状況にあっても、自主・自立の地域づくりや町の各種計画の具現化を図るためには、様々な課題を克服し、地域発展を築いていく必要があると私も考えております。

これらのことを踏まえ、平成22年度予算編成方針における基本的な考え方は、引き続き「行財政改革大綱」に沿って先が見えませんが改革を進めながら、「事業の選択と集中」で、“ヤル・ヤラナイ”“ムダ・ゼロ”を明確に致しながら更に、収支のバランスのとれたものに改善することを基本として参りたいと思います。

やはり国が「事業仕分け」をやるということになれば、うちも今までのような予算編成ではなく、一度白紙にして積み上げていく、そのための議論も必要ではないかという様に考え

ております。今年のように、国からの経済活性化対策に係る交付金が新年度もあるとは限りませんので、平成22年度予算編成も「事業の選択と集中」を基本に、限られた財源を有効的・効果的に活用して、必要な施策への重点投資が可能となるようにもっていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い致します。

○9番（高宮陽一）

町長から、今答弁を頂きましたが、引き続き行革大綱に沿って事業の選択と集約でやるということでした。確かにそれは基本ですが、以前にも申し上げたとおり、行革がスクラップアンドスクラップだと……。確かに役場の中で財源的に健全化を図るのは当たり前であるが、その事によって本当に国全体も町も地域が疲弊している状況にあると思います。

そしてまた、合併によって、色々な型のものが町部に集中されることによって地域が疲弊してきているという声も聞きます。

今回の補正予算でも、明日また質疑したいと思いますが、まだ副町長は1億7千万円のお金を持って喜んでいる。こういう状況にあります。そういう状況でありますなら、早く手を打つべきではないかと思うわけです。そういう意味からしましても、新年度の予算編成、先ほど町長も言いましたが、事業の取捨選択をしっかりとやって本当に地域の為になるような形で予算編成方針を積極的に取り組む。場合によっては借金もいいじゃないですか。無駄な借金はしなくても地域が元気になる借金ならしても住民の皆さんは納得いただけるというように私は思いますが、今少し突っ込んだところの編成のやり方といいますか、そこら辺について答弁頂ければと思います。

○番外（町長 松田和久）

再質問にお答えいたします。

これも再三申し上げて参りましたが、私は旧町の町長就任以来「松田は借金を返すことばかりに一生懸命になっている」という批判をあちらこちらから頂いておりますことも、よく承知をしているつもりでございますが、しかし、夕張にしましてからでは、遅いということで、何とかここで踏みとどまってということで、経費節減をしながら経常経費も大体十数億円、職員も減らしましたし、職員に迷惑を掛けて給料カットもさせて頂きながらこれも進めて参りました。お蔭で今は、当時333億余りあった借金も260億円位まで下がってくるという状況でありますし、経常経費につきましても、徹底的に圧縮を図って、恐らく今、70億をきる位ではないかと思うのですが、その位まで節制しました。お蔭で実質公債比率も21.0数パーセントまで下がることが出来ました。

借金はどれ位あれば適正かというのは難しい問題でもあります。先が見えないという厳しいものもありますが、財政状況については幾分かは改善の兆しを見せて参りました。

そこで、これ以上こういうことをやっていると地域そのものが倒産してしまうということがありますので、今、厳しいけれども、特に社会資本整備ということで、今、下水道整備もむずかしい難しいといわれながら計画的に進めておりますが、それだけでも如何なものかと思えます。そういったことをよく見ながら、今後は少し緊急経済対策。国がそうあっておりますように我々としても、今少しそういったことで地域の活性化に努めて参るような予算編成を一方では考えて参らなければならないと私は思っておりますので、22年度予算につきましては、そういったことも少しは勘案しながら取り組んで参りたいとこのように考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

9番（高宮陽一）

今、町長の言われたこと、私も十分承知しているつもりで、その上で質問しておりますが、いくら役場の中の財布の状況がよくなっても地域の財布の中は空っぽなわけですから、そういったことがないように、行財政改革もひっくるめて。この合併して5年間、保育所がなくなり、学校がなくなり、そういった状況があつて地域の中でお金が回らなくなってきたのが現実ではないかと思えます。

私は地域が元気にならないと、隠岐の島町全体の元気が出てこないと考えておりますので、ひとつそういう気持ちで町長以下、頑張っていたきたいと思えます。

先般も海士町の方へ視察をしたわけですが、随分前から比べると職員の元気が全然違いますね。説明してもらっても、はきはきと堂々と責任もって説明している姿を拝見して「すっかり変わったなあ・・・」とやはり町長が目指している、そして職員が一緒になってやっていくという事が必要ではないかと思えますので、しっかりと事業の取捨選択をやって、先ことはまだ不安な要素はありますが、これからの編成にあたって、補助金が付かなければやらないとか、という話ではなしに、本当にこの事業が必要であれば積極的に予算を付けていくような方法で取り組んでいただきたいと思えますが、最後に一言だけお願い致します。

○番外（町長松田和久）

私も勿論先頭に立ちますし、議員の方もそうであつて欲しいですが、やはり先ほど言われますように役場だけが少し元気になっても地域がそのことによって疲弊すれば何にもなりません。そのこの所は、やはり考えていかなければなりませんので、基本的には私は高宮議員の仰せのとおりだと思っております。そういう方向で徹底的に取捨選択をして、そして、今、

これだけはやらんといけないというものは何かということ、たえず課長の皆が一人ひとり熱い思いを持って計画を進めていければいいのではないかと、いうように考えておりますので、よろしくお願い致します。

9番（高宮陽一）

それでは次に、文化財保護対策について、お伺い致します。

隠岐の島町には、多くの史跡、天然記念物、有形・無形の民俗文化、建造物等がありその内、国の指定を受けているものは14件、島根県指定のものが23件、町が指定しているものが34件で、合わせて71件の指定文化財がございます。

これら文化財を保護し、後世に引き継いでいくためには、行政としての文化財の保護並びにその活用等について積極的に取り組む必要があると思います。

更に、保存・伝承を推進していくためには、地域で具体的に関わっておられる関係者の方々の熱意やご理解、そして協力は不可欠だと思います。

文化財保護については、未だに指定されていないものを町指定とするように検討されているようですが、更に、町指定のものは県指定に、県指定のものは国の指定にすることが必要な場合には更に取り組む必要があると思います。

しかしながら、残念なことに文化財保護審議会は年2回程度しか開催されておらず、必ずしも積極的に取り組んでいるとは思えない状況であります。

大切な文化財を保護し、その活用等について積極的に取り組む必要があると思いますが、文化財の保護対策(保存・伝承)について基本的な考え方を伺います。

次に、隠岐の「牛突き習俗」について伺います。

日本全国で闘牛を行っているのは、隠岐を入れて6ヶ所と言われておりますが、今更申し上げるまでもないと思います。

約800年の歴史がある隠岐の「牛突き」は、壇鏡神社・一夜嶽神社のほか、地区の祭りごとなど神事と関わることによって伝承されてきた民俗文化であり、私たちが、隠岐の「牛突き習俗」を保存し、後世に引き継いでいくことが大切であることは言うまでもございません。

近年では観光資源としても活用され、観光シーズンともなると、連日のようにモーモードームで「牛突き」が行われておりますが、このことにより、突き牛を飼育している関係者や保存会の方々は、突き牛の確保や飼育、そして後継者の育成など、大変なご苦勞をされているとも聞いており、民俗文化である隠岐の「牛突き習俗」を今後どのように保存・伝承していくのか、隠岐の島町としても、抜本的な対策を講じる必要があると思います。

先ほども申し上げましたように、隠岐の島町には71件の文化財が指定されておりますが、隠岐の「牛突き」は、平成17年に壇鏡神社八朔祭の牛突き習俗が島根県の無形民俗文化財に指定をされているだけであり、旧五箇村の牛突き習俗と旧西郷町の牛突き習俗は、町の無形民俗文化財としてのみ指定されているのが現状であります。

国の無形民俗文化財の指定については、遡って、昭和53年に新潟県の「牛の角突き習俗」が、文化庁により国の重要無形民俗文化財に指定され、これが日本全国の闘牛の中では指定の第1号だったと言われているようであります。続いて、同年12月には「隠岐の牛突き習俗」が「記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財」として選択されていたようでありますが、隠岐にはそうした古い年代を特定できる確実な資料がなかったことから、指定までには至らなかったように伝えられています。

なぜ、国指定の無形民俗文化財にこだわるかと言えば、例えば、平成16年10月の中越地震で新潟県の山古志村では震度6強の災害に見舞われ多くの犠牲者が出ました。同時に「牛の角突き」用の牛も40頭近く犠牲を出したことはご承知のとおりであります。しかしながら、国の重要無形民俗文化財の指定を受けていたために直ちに国や県からの補助を受け、生き残った牛を救出し、村民の「牛の角突き」に対する愛情や熱意により、翌、平成17年2月には「牛の角突き」を再開し、更には、仮設闘牛場を設けるなどして「牛の角突き」を復活させました。

また、身近な例では、平成19年に全焼した隠岐国分寺の「蓮華会舞」の復活であります。隠岐国分寺の蓮華会舞は昭和52年、国の無形民俗文化財として指定されていたため国の補助を受け、1年も待たずして新調・復活しましたが隠岐国分寺境内は国の指定であるものの、本堂については国・県の指定がないため、未だに再建の見通しがついていないとも伺っております。

ほかにも、玉若酢命神社の本堂の修復や八百杉の保全、釜・佐々木家の修繕など、国がその価値を認めることには大きな意義があります。

そこで、来年、平成22年には「第13回全国闘牛サミット」が当地で開催されることが決定し、着々とその準備が進められていると思うが、これを契機に、壇鏡神社の八朔祭をはじめとする隠岐の「牛突き習俗」を国の重要無形民俗文化財として指定してもらおうよう、行政がリーダーシップを取って進めるべきだと思うが、町長の考えを伺います。

最後に「牛突き習俗」の保存・伝承に対する支援について伺います。

隠岐の「牛突き習俗」が民俗文化であるという視点で、これをどう保存・伝承するかということであり、「牛突き」自体を好きとか嫌いとかという問題ではございません。

保存・伝承に対する町の支援方法は色々あると思いますが、1つは先ほどお聞きした町の基本的な考え方が最も大切であり、その次に、町の財政支援、最後に、関係者の理解と協力・熱意だと思います。

はじめにも申し上げたように、近年では観光資源としても活用され、春場所、夏場所、八朔、一夜嶽の大会以外にも観光シーズンには連日のように「牛突き」が行われており、突き牛を飼育している関係者の方々は、突き牛の確保や飼育、そして後継者の育成など、大変なご苦労をされておられます。

また、その昔は、農耕用として飼育していた牛を農閑期に「突き牛」として利用していたわけですが、現在は、「牛突き」のためにだけに牛を飼育するようになり、現在、隠岐の島町には、約70頭の「突き牛」が飼育されているとのことでもあります。

そして、飼育をする関係者は、平素の仕事や勤務を終えてから牛の世話や牛舎などの環境整備、仕事を休んでの大会参加など、『観光用の「牛突き」は大変だ。』と言う声も伺っております。

このような現状を見たり聞いたりする中で、単に、牛が好きだからとか、関係者に任せておけば良いというのであれば、隠岐の「牛突き」は消滅してしまうかもしれませんし、将来は本当に危ぶまれる状況となると思います。

町では、突き牛購入や処分のために支援をしておりますが、突き牛購入のための補助金は、平成19年度は294万円、平成20年度は246万円、平成21年度は160万円と年々減少しているのが現状であります。

一方、畜産関係では、公費で牧野を整備したり繁殖牛の導入や肥育促進のためには2分の1から3分の1範囲で補助をしておりますが、これらは最終的には関係者の収入、生活の糧となるものであります。

今日、農耕用として購入し飼育する牛は1頭もないというのが現状であり、「突き牛」の購入についても1頭当たり16万円程度の補助しかございません。子牛の購入も相場によっては異なりますが、平均30～35万円位と聞いており、20万円をも超える個人負担、更には、飼育経費がかかることとなります。

このことから、民俗文化である隠岐の「牛突き」は、飼育関係者の熱意や理解と協力、そして、経済的犠牲の上に成り立っていると云わざるを得ません。

隠岐の「牛突き習俗」を民俗文化として保存・伝承していくことは当然のことではあります。観光資源として活用していくという視点から考えても「突き牛」購入・飼育に対して全面

的な支援をすべきではないかと考えますが町長の考えを伺います。

○番外（ 教育長 藤 田 勲 ）

ただいまの高宮議員のご質問にお答えを致します。

議員ご指摘のとおり、本町には数多くの指定文化財があり、これらを保存・伝承していくために関係各位の並々ならぬご熱意やご努力をいただいているところでございます。教育委員会と致しましても、これに応える姿勢意欲を備えていくことは重要であると認識を致しているところであります。

1点目の文化財保護（保存・伝承）に対する基本的な考え方についてであります、「隠岐の島町文化財保護条例」に定めるとおり「保存及び活用のための必要な措置を講じ、もって町民の郷土に対する認識を深め、文化の向上に資すること」であります。

「町指定は県指定へ」、「県指定は国指定へ」とのご指摘でございますが、段階的に指定されるものではなくて、指定に値する文化財であるとの評価が必要でありますので、文化財保護審議会をはじめ、保持者や関係者と連携を図りながら情報収集・研究調査に努め、その評価を高めるように取り組んで参りたいと考えているところでございますのでご理解をお願い致します。

2点目の「牛突き習俗」を国の重要無形民俗文化財とするようリーダーシップをもって取り組むことについてでございますが、県文化財課の見解としては、国の重要無形民俗文化財として指定されることは、申請方式のように、こちらから指定をお願いするものではなく、それに値する文化財であるとの評価を受ける必要があり、指定となるかどうかは国の独自の判断基準によるところであります。県や文化財保護審議会の指導・助言をいただきながら国指定に向けて資料収集や記録の保存の実態等、調査研究に取り組んで参りますのでご理解を賜りますようお願い致します。私の方からは、以上です。

○番外（ 町長 松 田 和 久 ）

続いて3点目の「突き牛購入・飼育に全面的な支援をすること」のご質問にお答え致します。

議員仰せのとおり、本町の牛突きは関係者の高い熱意や協力等によりまして成り立っておりますことは、申し上げるまでもございません。皆さま方には文化財の保存のみならず観光資源としての活用も合わせ、その活動には深く感謝を申し上げます。

「牛突き」につきましては、隠岐観光のアイテムとして欠くことのできない資源であり、そのための突き牛の確保は喫緊の課題であり、先ほど70頭と申されておりますが、私共はそ

の70頭を何とか100頭を目標に取り組んでいるところですが、購入、飼育をはじめとする環境はご指摘のとおり大変厳しい状況にありまして、昔は農家の皆さんが飼っておられた。今は公務員の方とか、企業の方が何とかこれまでの「牛突き」を保存伝承すべきだということで、立ち上がって支えて下さっているということでございます。

私共も支援は致しております、先程来、お話がございましたように、実績として確かに支援額は290万円位から現在では160万円位まで下がっておりますが、これは協会の方とも充分相談を致しながら、頭数については概ね毎年同じくらい、ただ金額に上がり下がりがありまして、そういうことになっておりまして、決してお金がないから段々下げてきてこうなっているという実態ではないのではないかと、いうように私自身は思っているところでありまして、いろいろ相談させてもらっておりますが、難しいのは1年くらい飼ってそれが牛突き牛として使えるかどうか、使えない時は、一般の飼育農家と一緒に売ってしまうことがあるわけです。その為にその分だけ嵩上げして補助金を貰って、売るときには一緒に売ってしまうということで、一般の飼養者と格差問題とか不公平問題が出てくるものですから・・・。

それならば、別の方法での保存、伝承に対する支援というものを考えていくべきではないかと、その辺りも所管の課長と協会の方ではいろいろと話し合いをしながら今に至っております、決して我々もこれを安易に考えてそういう事になっていないはずでありますので、少し検討をさせていただきたいとこのように考えております。よろしくお願い致します。

〇9番（高宮陽一）

答弁を聞きましてそういう事では、文化財がどんどん保護あるいは活用できないというふうに強く思いますので、今ひとつ考え方を伺いたいと思いますが。

確かに県の流れからいうと、県の文化財課の見解として国が云々というのはあるかも知れませんが、文化財を保護、伝承するということは、それに関わるものの熱意ではないかと思えます。

国が云々というのは、まず、地元が動いて国や県を動かすということではないかと思えます。そういう意味では教育委員会のもう少し積極的な対応が必要ではないかと思えますので、今ひとつ積極的に取組む考えがあるのかなのか、という部分についてお伺いをしたいと思います。

町長の方からは、財政支援のことでお答えがございました。確かに現実問題としてはいろいろあるようでして、昔ですと四国の方から牛を買いに来たりとか、いろいろあったようですが、最近ではそういったことも段々少なくなってきたというふうに思えます。

それと町長も言われるように、公務員であるとか、企業の方が飼うといったことで、本当にただ熱意だけでもてているのではないかと思います。

今回「全国闘牛サミット」があるために、飼育費の補助が考えられたという事で、これが確か補正予算の時にもこれが継続出来ればいいなあというようなことも申し上げていましたが、金額をいくら支援すればいいということはない訳でして、地域で一生懸命取り組んでいる方に対しても町のひとつの姿勢として「町も財政が厳しいけど、ここまでやるから後は頑張ってくれよ。」という形のものが、出てくればいいのではないかと思います。

以前、野津さんが書かれた牛突きの本がありますが、その前にも昨年一年間、山陰中央新報で「牛突き」が掲載されておりました。少し関心があって切り抜いて勉強させてもらって今回の質問になったわけですが、本当に僅かな文章と古くからの歴史的なものがあるかないかということで、新潟と隠岐のような形で文化財の指定が違うわけでした、野津教授も指摘しておりますが、やはり民俗文化というものが庶民の生活の中にあるものだ、これが伝承されるものだ。歴史云々よりも隠岐には後鳥羽上皇が流されて来て、そこからスタートした800年の歴史があるということはわかっていることですから。もともと島の方から熱意を上げて訴えていくべきではという感じがしているわけです。

そこら辺についても、私は町がリーダーシップを持って取り組めというのは、そこら辺りの、例えば保存会でありますとか、連盟の方にそういった部分でなくて、やはり行政はそれなりの手当てを立てて頂くということが大事ではないかと思います。

次に、先ほどの答弁で「これから検討する」という部分ですが、検討というのは当てにならないものですから、本当に検討するという事であれば具体的にどういう事を目指しているのかもう少しお聞きしたいと思います。

○番外（ 教育長 藤 田 勲 ）

先ほどの私の答弁で熱意が感じられないということでありましたが、少し私の表現が的確ではなかったかも知れませんが、勿論教育文化行政を預かる私どもとしても、積極的な姿勢で臨んで行きたいと国指定に向かって、その為には先ほど申し上げますように、調査研究等を十分にした中で、取り組んで行くという事であります。言葉が足りなかったことは、改めて訂正をさせていただきたいと思いますが、ふるさとに心を繋いだりというこの習俗は、地域に心を繋げる文化遺産であり、また教育資源でもあります。

それが隠岐への思いにも繋がる。地域に息づく人材育成にも繋がっていくというふうにも考えております。

また、地域や国の歴史、文化に思いを巡らせることは、教育基本法でも謳っている。私は教育の原点であると思っておりますので、地域の声を吸い上げる努力も今後必要でありましょうし、地域の共有の財産として、後世に残していくべき文化、伝統、習俗をしっかりと捉えて取り組んで参りたいというふうに考えております。

○番外（町長 松田和久）

それでは、高宮議員の再質問にお答えを致したいと思いますが、先般松江で「土地改良全国大会」がございました。その折に、北海道から111名の皆さんが隠岐視察ということで来られたわけです。その時に私に隠岐に行くひとつのきっかけは、牛と牛が闘う「牛突き」がある。これを是非観てみたいということと言われた農家の方がいらっしゃって、それも隠岐観光の大きな要因になりましたと伺いました。

私と松森議員と隠岐の土地改良の前川さん、農林課長と一緒に111名の方々が来てくださるということに対して、隠岐にこられた時に歓迎の挨拶をさせていただきました。

その時に隠岐に行かれた皆さん方は、非常に喜んでいただきましたという言葉をお聞きしてホットしておりますが、その一つは実は、隠岐には隠岐の観光、観光地いろいろある訳ですが、やはり「牛突き」というのは、あるいは「闘牛」というのは、一般の方々には大きな魅力であるみたいであります。そういう中で隠岐観光の大きな特筆すべき資源の一つだろうと私自身は思っております。そこで、私が若い時に所管を致した折りに、これはどうしても残さないといけないということで、「国分寺外苑牛突き場」というものを造らせてもらったその時の言い出しっぺは私でございましたし、「モーモードーム」の時にも関わらせていただいて今に至っております。そういう事で、牛突き協会の皆様方とは、そういう思いをよく知っておられるものですから、いろいろ話をしております。

そこで、先ほど言ったように一般の飼養者との関係もないことはない、出て来るものから、いわゆるランニングコストにお金をかけるのか、イニシャルコストにお金を掛けるかということですが、このランニングコストにお金を掛けだすと、なかなかこれは難しい問題もあるものですから、その辺りをどういう方向で保存伝承に繋がるような支援制度であるべきか、ということは今少し個々に及んで、検討していくことが大事ではないかと、私自身は考えておりますので、その辺りを所管課の方では十分に飼養者の皆さん方と意見交換をしながら方向を出して参りたいと考えておりますのでよろしくお願い致します。

○9番（高宮陽一）

先ほど教育長から答弁を頂きましたが、私は美辞麗句を並べてもらっても全然分かりませ

ん。その熱意があれば、私は行政がリーダーシップをとってやって欲しいと、その気があるなら来年のサミットを契機としてひとつ頑張ってみようではないかと、何かプロジェクトでもつくろうではという熱意が欲しいわけです。その気持ちが。順番並べてやることは当たり前のことであって、熱意があるかないかというのを最後にお聞きしたいと。

先ほど町長の方からも、支援の仕方いろいろ検討しないといけないということは、よく理解もしますので、この部分については、次回を楽しみにしながら質問を終わりたいと思います。教育長の答弁だけお願い致します。

○番外（ 教育長 藤田 勲 ）

来年に控えたサミットへ向かっての取り組みにつきましては、関係者の皆様方のモチベーションが上がるような取り組みをしていかなければならないわけですが、町、それから、関係者の皆様との協議を進めていく中で、課題やクリアすべきものを的確に見極めて取り組んで行かなければならないと思います。

サミットにつきましては、本町にとってもあるいは関係各市町村の闘牛関係者にとっても大きなイベントでありますので、その対応に向けて研究をしていい姿での隠岐の島町の「闘牛サミット」が成功するように取り組んで参りたい。

国文化財指定への取り組みについては、先ほどから申しますように、地域の声も吸い上げること大事ですし、文化財保護審議会そして今までの調査研究、記録の実態等を十分に審議会の皆様のご意見も頂きながら、県との調整も図りながら国に向かっての取り組みを進めて行きたいというふうに考えております。一緒になってやって行きたいと思います。どうぞよろしくお願い致します。

○議長（ 米澤 壽重 ）

以上で、高宮陽一議員の一般質問を終わります。

只今から、13時30分まで休憩致します。

（ 本会議休憩宣告 11時55分 ）

休憩を閉じ、本会議を再開します。

（ 本会議再開宣告 13時30分 ）

一般質問を続けます。

次に、7番：齋藤昭一 議員

○7番（ 齋藤 昭一 ）

通告どおり一般質問を行います。

3点ほどありますが、まず1点目、学童・少年への暖かい応援をとということで質問させていただきます。

スポーツや文化活動などで、県大会・中国大会・全国大会と島内の子供たちが懸命に挑戦しそれなりの結果を出しています。隠岐の島町にとって大変誇らしいことでもあります。

しかし、子供たちの活躍はその親や協力者たちの狭い範囲内の喜びであって、多くの町民に知られることが少なく、後日その実績を知りびっくりすることがあります。学校や教育委員会から一般に流れず、話を漏れ聞く事が多いように思います。

教育長は子供たちの活躍を大きく取り上げる必要性を感じませんか。

このような大会で好成績をあげた子には、教育長の「おほめの言葉」があり、町の広報にはコメントと写真入を掲載するとか、さらに町長は町長室に呼んで「お祝いの言葉」をかけ、勉強も頑張れるよう学用品などを贈呈してその功績をたたえたらと思いますが、どの程度行っているのでしょうか。

今年、五箇の少年野球チームが全国大会で好成績を挙げました。西郷小学校児童で全日本小学生相撲優勝大会中国ブロック予選会六年の部で優勝しました。この子らにとっては一生の輝かしい記録として大きな誇りを持ち、将来にわたって大きく羽ばたける素地を得ました。この児童たちを、町は何ら躊躇することはなく大いに褒めるべきでありましょう。年間に1回あるかないかでございます。大相撲の関取になることは大いに祝う価値はありますが、児童が全国的に活躍している事も変らず大きなことと思います。

「子供は褒めて育てよ」とよく言われます。星 飛馬式スパルタ教育ではなく昨今はソフトに個々の素質を見つけ伸ばしていく教育が主流になっています。「ほめて育てる」そして「個性を伸ばす」というやり方がベターと思います。

教育委員会や町が一体になってバックアップしていく必要がありはしないか、その補助制度、報奨制度を充実させて町民の応援を得て活躍できるようなシステム作りが必要ではないか、現在ある支援制度を含めて教育長はどのようにお考えなのか、またその奨励制度の基準があるやいなやということでもあります。

よろしくお願い致します。

○番外（ 教育長 藤 田 勲 ）

ただいまの齋藤昭一議員のご質問にお答え致します。

議員仰せのとおり、今年度は少年野球や柔道・相撲等が全国大会に出場し、素晴らしい活躍を致しました。特に全日本学童軟式野球大会に出場した五箇ミラクルズはベスト8という

輝かしい成績を上げ、町広報誌などでも取り上げて参ったところでございます。

今後は、野球以外にも柔道や相撲で活躍された選手達への称賛はもとより、積極的に住民周知を図るなど遺漏のないように配慮して参りたいと考えているところです。また、全国大会へ出場する場合には、自己負担額の3分の1程度を助成することになっていきますし、少年少女スポーツクラブが大会参加や交流試合などで島外遠征する場合には、隠岐汽船往復船賃の半額程度を助成しているところですが、報奨や奨励についての制度は教育委員会としては現在のところございません。但し、隠岐の島町体育協会におきまして中国大会3位・全国大会6位以上の成績に対しまして表彰することとなっています。これにつきましては表彰状と盾を授与しています。

議員ご指摘のとおり、子供たちはスポーツの世界だけでなく「褒めて育てる」ことが大変肝要であると考えられますので、活躍された子供たちにつきましては町広報誌やホームページなどあらゆる機会に取り上げて参りたいと考えています。

また、報奨・奨励制度につきましては、現在のところ独自の制度はございませんので、今後、町体育協会の表彰制度を参考にしながら報奨制度を検討して参りたいというふうに、考えていますのでご理解を賜りますようお願い致します。

〇7番（ 齋 藤 昭 一 ）

今後積極的に住民への周知をすとか、表彰制度などきちっとやっていただくとか、奨励制度も考えていただくということですので、ひとつよろしくお願い致します。

褒めるという行為は、子供に限らず褒められた方も、また褒めた方も気持ちの良いものではないかと思えます。そのことがやる気を持たせたり、積極的な行動、活動につながっていくと思えます。我々大人の間にも言えることでして、議員や執行部、職員、そして町民の間にも言える事と思えます。「これを言ったら反対されるのがおちだ、腹が立つから言うのを止めよう」と思われては進歩がありません。才能をつぶししているかも知れません。委縮させてはいけません。上に立つ者の才覚一つで、強いて言えば町の発展につながりはしないかと考えております。

教育委員会では、島外を含め大会などに派遣する費用などを予算に盛り込んでいます。しかし、それにはまらない活動も多々あります。その中で好成績をあげた子供に対する取り組みが質問の主題です。やはり枠をはめたものだけでなく、子供の活躍というのは、町の宝でありますので、ひとつその辺も合わせてお考えをお聞き致します。

規定がないから無視では済まされないのではないかと。

それから、褒賞制度を検討するということですが、来年度に間にあうかどうか、本当に考えがあるのかどうか。

○番外（ 教育長 藤 田 勲 ）

再質問にお答え致します。

子供たちの活躍を褒める、そして褒める側も確かに気持ちの良いものでありますので、これはスポーツに限らず先ほど申し上げましたとおり、いろんな場面で子供たちを褒め、そしてこれは子供たちの世界だけでなく、我々大人の世界にも当然通用してくるものだと考えております。

枠を外れた活動というのは、ちょっとよく解りませんが、教育委員会としても子供たちのいろんな活動、あるいは結果を全て把握することは現在、的確に把握しているかどうかについては、もっともっとアンテナを広げていく必要があるかと思っております。

褒賞制度が来年度に間に合うかどうかということですが、要綱等の作成も必要でしょうし、先ほど申し上げましたとおり、町体育協会の制度を参考にしながら、速やかな褒賞制度が確立出来ればというふうには思っておりますが、予算も伴うこともございますが、しっかり検討して行きたいと思っております。

○7番（ 齋 藤 昭 一 ）

枠から外れたというのは、要するに枠というのは、予算書を見ると〇〇大会に〇〇といったように予算を付けているようですが、そうではなく町の中でお母さん、お父さん達が子供たちと一緒にやっていって、それが段々膨らんでそういった大会に出て行っているということもあるように聞いておりますし、そういう所も学校の先生達と連携をとりながら、ウォッチしてもらいたいと思うところがございます。

その学校の活動だけでなしに、幅広くソフトにやっていただきたいと思います。

次の質問にいきます。

景観スポットを設定したらどうかと思っております。

松江は城下町であるが故の「景観条例」があります。隠岐の島町には、同じものではなく少し異なりますが「環境保全条例」があります。項目を紹介しますと、ポイ捨て防止・自動車放置・飼い犬のふん害・屋外燃焼・海洋汚染防止等などがあります。

その中で第4章 景観の保全及び育成という項目があります。

第19条、何人も緑豊かな本町の自然景観の特質を自覚し、その保全及び育成に努めなければならない。2つ、何人もみだりに土砂等の採取、動植物の乱獲等自然を破壊しないよう

これの保護に努めなければならない。

第 20 条、町は緑地の確保に資するため学校、公園、広場その他の公共施設の空き地に花器類、又は樹木を植栽する等、緑化の施策を推進するよう努めるものとする。というようなことが規定されております。

松江市の観光市街地は市の「景観条例」で規制され管理保護されています。島の市街地には歴史的な建築物、史跡などはあまり見当たらず、街並みを観光客に見せるようなものも少なく、歴史の深さはそこからは見えてきません。しかし隠岐は別の魅力があります。

松江は城下町美ですが、一方、隠岐は自然美でございます。これを保存し、活用できる事は町にとって大きな財産です。人手と経費をかけて維持管理をする必要があります。幾度となくその必要性を申し上げてきましたが、一向に進展しているとは思えません。観光客が美しい景色を見たくて来島されるのに、車から見えるのは雑木の山ばかりだとの苦情が多いといわれています。すべての海岸線に面した雑木を伐採することはできませんが、景観のポイントの場所だけを伐採できないだろうか。突然に目の前が開け、山や島や海が調和よく並べられた自然が飛び込んできたら驚きと感動に包まれることと思います。額縁に囲まれた「絵画」のようです。島で誇れるひとつであります。

景観のポイント「ビュー・スポット」として数か所を整えられないだろうか。山の所有者を調べて協力をお願いするにも件数が少なくて済みませぬ。ついでに伐採整備には雇用の場ができてきます。

隠岐は観光を機軸とした産業起こしを狙っています。観光で生きるがためには中途半端な投資では成功できません。思い切った予算を付け、施策をぶつけていかなければ何時までも貧乏な観光業が続くと思われませぬ。そこで質問です。

「ビュー・スポット」つくりの予算をつけ、島の観光に厚みを付ける考えはありませぬか。

また、「環境保全条例」を基に景観自然美づくりとして強化できませぬか。

以上よろしくお願ひ致します。

○番外（ 町長 松田和久 ）

只今の齋藤昭一議員の 2 点目の「景観スポットを設定について」のご質問にお答えします。議員ご指摘のように本町には「景観条例」が制定されておられません。

町村合併と同時に制定しなくてはならない条例等は、地方自治法の規定により、隠岐の島町職務執行者の専決、告示によりまして施行して参りましたが、すぐに制定しなくても速やかに新町の議会の議決等により制定すべきと判断された条例等は、合併前に制定されていま

した旧町村の範囲内での効力が適用される、暫定条例及び暫定規則等として告示により施行することができます。

これによりまして、町村合併前の旧西郷町及び旧布施村で制定されていましたが「景観づくり条例」及び施行規則は、合併前の旧西郷町及び旧布施村の範囲内でのみ効力が適用される暫定条例及び暫定規則として施行されております。

従いまして、これら条例及び規則の対応につきましては、これをひとつの契機と致しまして早急に審議・検討していただきたいと思っております。

続きまして「景観のポイント」についてお答え致します。

議員仰せのとおり島らしい景観を期待し、本町におでかけ頂いております方々から同様に海への眺望、あるいは観光名所と言われるスポットへの進入路等において残念な声が聞こえて来ておりご要望にそえていないのが実情でございます。これは国の旧自治省の方が来られた時も、その指摘をいただいております。こういったことから議会のご理解をいただきながら、本年度の経済対策事業より全島修景整備事業費を議決頂き、整備を要するポイントの修景整備事業を実施しているところです。

現在、旧福浦トンネル沿線の整備が終了し、釜地区草地周辺、黒島海岸周辺、油井ヶ池周辺、夢先トンネル周辺に併せ、今後の調査も踏まえ来年3月までに順次修景整備を行うこととしておりますのでご紹介をしておきたいと思っております。

訪れた方々に満足頂ける整備は今後も必要であり、景観スポットの整備、定着は一朝一夕にはいかないかと存じますが、今後も継続して取り組んで参るべき課題であると考えておりますのでよろしくお願い致します。

○7番（ 齋 藤 昭 一 ）

大田の銀山では、街並みは自分勝手なことではできないと、世界遺産に入っておりますから家屋や土地をいじることが出来ないそうです。隠岐ではここまでの制度は必要ないと思いますが、島を美しく観られることに関して、ある程度の規制もやむを得ないのではないかと思います。

来年3月までに「景観スポット」なるものを何箇所か設定をし、整備することが出来ないだろうかということですが、おそらく釜地区とか黒島周辺をやっているから予算が無いといわれるかも知れませんが、一朝一夕には行かないとおっしゃいますが、一度切れば何年間かいきますから、そういったきちんとした整備方法を2年に1回とか3年に1回とかやるというものをつくって、それにのっかっていかないと町政というのはなかなかうまく行かないよ

うで、思い付きではいけないようですから、その辺をきちっと形をつけてやってもらいたい。

隠岐は景観しかないですから、そこにお金を掛けないことにはどうしようもないと思いますので、どこかからお金を引っ張り出してきてほしいと思います。そのお気持ちがあるや、いなやもう一度お願いします。

○番外（町長 松田和久）

再質問にお答え致します。

今、ご案内のように隠岐の島では来年が「ウルトラマラソン5周年大会」ですが、これは全島使ってやるわけですが、そういった関係者の方々からも折角、眺望のいいところが、少し枝打ちをしてやるだけでも眺望がきれいなところがある。そういった所を整備されれば更に、隠岐らしいコースになりますよね。というようなお話を頂いております。

実は緊急経済対策で、こういった事業の導入を考えたのもそういったことがあって、まず全島でそういう箇所をピックアップしてそこからやっっていこう。

私も全島車で走ってみますと、至る所にそういう所が沢山あります。ですから、一朝一夕にはいかないというのは、予算云々とは別になかなか全島で一気にとすることは難しいにしても、今言われたように計画的に予算配分をしながら取り組んでいけば、一度枝打ちすればある期間は何もしなくていいということになって来ると思いますので、これは可能ではないかと思っております。ただ所有者の問題でありますとか、あるいは国立公園法の特別地域とか・・・。

大半は三種地域だと思いますが抵触するようなことがあってもいけませんので、その辺りは十分に調査を致しながら、所有者の皆さんと相談をしながら取り組んでいくべきではないかと考えておりますので、そのことにつきましては今後もよく協議をしながら継続して少しづつでも、やっっていけばいいのではと考えておりますのでよろしくお願い致します。

○7番（齋藤昭一）

我々町民の中で出来ることはやりたいですが、あまり大きなことをやると事故になったりしては余計いけませんので、出来る範囲のことは我々町民がやるのも必要ではないかと思えます。

3つ目の質問に入ります。

次に世界ジオパーク登録に向けてということで質問いたします。

隠岐島は日本ジオパークに認定されました。大変うれしい事です。美しい海岸線、美しい山並み、巨木、奇岩、珍しい草木が島中にあふれております。今後訪れる島外のお客様のた

めに多くの準備が必要となります。世界ジオ認定に向けその準備期間はわずか1年少々しかありません。フルスピードで取り組む必要が生じています。

そこで、近々訪れる観光客、研究者、外国の方などにどのような体制で対応しようとしているのかお答えをお願い致します。

○番外（ 教育長 藤 田 勲 ）

ただいまの齋藤議員のご質問にお答え致します。

「世界ジオパーク」登録に向けての取組みについての観点からお答えいたします。

議員ご指摘の通り、隠岐諸島は10月に日本ジオパークに登録されましたが、9月の日本ジオパーク委員会の現地視察において、ガイドの人材育成や外国語による説明看板の整備などが指摘されたところであります。

ガイド養成につきましては、隠岐ジオパーク推進協議会の構成団体との連携を図り、本年度から3ヵ年をかけて養成に取り組んでいるところです。今後、外国語での案内ができる人材育成にも取り組んでいく必要があると考えています。

また、ジオサイト等への説明看板につきましては、早急に整備箇所の調査を実施し、新年度から整備を行なうよう調整を図って参ります。これらの財源につきまして、できる限り国の補助制度や財団等の助成制度を取り入れながら取り組んでいきたいと考えているところです。

本年度登録された糸魚川など日本各地の例を見ますと、申請時までには全ての条件が整う必要はありませんが、登録申請には中・長期的な行動計画の策定が必要であると認識しているところでもあります。

隠岐ジオパーク推進協議会が推進母体となって、2年後の世界ジオパーク登録を目指して精力的に取り組んで参りますが、本町の総合振興計画の基本目標である「島をリードする隠岐びとが育つまち」「観光を機軸に交流・産業を創出するまち」の実現のためにも、世界ジオパークへの登録は大きな推進力となるものであると確信しているところでもありますので、ご理解とご支援を賜りますようお願い致します。

○7番（ 齋 藤 昭 一 ）

世界ジオパークに認定に向けての取組みを聞いたのですが、私が少し急ぎすぎたのかもかもしれませんが、ガイドの早期育成とか、島前を含んだ隠岐諸島としての団結を図らなければならないということ。

観光課とか教育委員会だけでなく役場の中の各課、職員間の連携をどうするのか、島民の

意識改革というか「ござんせ隠岐」と前からいいますが気持ちが島民に浸透を図らなければいけないとか・・・ということが重要かと思います。

先ほど糸魚川というのが話に出ましたが、申請までには全ての条件整備が整う必要がなかったようにおっしゃいました。糸魚川は、本来は作業が遅れているのではないかと、只それだけの事ではないでしょうか。なんとかそれが通ったという事だと思います。

糸魚川を参考にする必要は全くないと思います。むしろ隠岐は他よりもいろんな意味で進んでいるというように聞いておりますし、またその様に感じております。

国内のジオパークのリーダー的存在であれと思いますが、きちっとしたスケジュールをたててもらいたい。

早めに、そういうお考えはありますか。

○番外（ 教育長 藤 田 勲 ）

まさに世界ジオパークに取り組むスタート地点を過ぎたところではありますが、ガイド育成につきましては、先ほど触れましたが、今積極的に取り組んでおります。

年間20回程度のガイド育成講座に取り組んでいる最中であります。

次に島前との協力体制については、うちの担当課の職員が度々出かけておりまして、島前との協力体制につきましても十分に整っているところであります。勿論島前だけでなく町内役場との連携、あるいは島民への意識改革が重要であるというふうにも思っております。

先般の日本ジオパーク登録記念のシンポジウムに於きましても100名を超える皆さんが出席をしておられました。非常に力強く感じたところであります。

いろいろな取り組みにつきまして、勿論早急に取り組んで重要課題、今後のポイント等を把握しながら、例えばガイドに関わる、看板整備に関わる英語を始めとする中国語、韓国語を視野に入れた取り組みをしていきたい。協力体制につきまして、島根大学の先生方、先般も名誉教授の方と高須教授が来られましたが、非常に好意的に支援をしていただく協力体制に努力をしていただくというふうに直接聞いております。

いろんなネットワーク作りを、今後推進していかなくてはならないというふうにも考えております。糸魚川の例を勿論参考にするわけではありませんが、2年先の登録に向けた準備は万全にしていきたいということであります。

観光資源としては勿論ですが、教育資源としてもこのジオパークの取り組み、あるいは民間の方々、風街海道倶楽部の皆さん方の協力を頂きながら、学校教育でもすでに小学校2校、中学校2校、子供たちへの授業を展開しているところでありまして、今後もそうした取り組み

につきましても強力に押し進めて参る所存であります。

○7番（ 齋 藤 昭 一 ）

2年先になります。1年少々の準備期間ですね。いわゆるスケジュール表を立てないと思いつきでやっていると、恐らく糸魚川の二の舞になったら面白くないし、だから何時いつまで出来るのか。

1つ言い忘れましたが、事務所的なものをどこに置くとか、観光協会に置くのは恐らく無理だろうし、どこかに専門な事務所を置くとか、誰がやるのか等スケジュールに入れてやって頂きたいと思います。

○番外（ 教育長 藤 田 勲 ）

今後のスケジュールにつきましては、今事務局の方で頭に描いているところでございますので、登録に向けて万全のスケジュールを作成していかなければならないと思っております。

何れに致しましても、いろんなネットワークの中でしっかり資源を交流人口を町の活力に繋げて行きたいと思っております。

○議長（ 米 澤 壽 重 ）

以上で、齋藤昭一議員の一般質問を終わります。

次に、4番：齋藤幸廣 議員

○4番（ 齋 藤 幸 廣 ）

それでは通告に従いまして質問に入ります。

私の第1番目の質問は、ウイルス性肝炎対策についてであります。11月30日国会において「肝炎対策のための基本法」が成立しました。今後この法律にうたわれた基本指針が策定され、それに基づいた施策が進められていくものと思っております。

しかし、町においてはこれからの肝炎対策をどうしていくのか、ということについて基本的な考えを伺いたいと思っております。

9月定例会で町議会は薬害肝炎しまね弁護団の陳情を採択し、国会にこの基本法制定を求める意見書を提出しました。教育民生常任委員会で、この陳情を審議したわけですが、その中で私たちが知らなかったこと、また知っていても自分の問題として切実に受け止めていなかったことが明らかになりました。感染者、患者が全国で350万人余と推定され、国内最大の感染症といわれるウイルス性肝炎が私たち自身の切実な問題としてこの審議の過程で浮かび上がっていたのです。例をあげれば、その一つが輸血、血液製剤の投与だけでなく、集団予防接種などでの注射針の使い回しが感染の大きな原因となっていたということです。誰も

がC型、あるいはB型肝炎に感染している可能性があるのです。

しかし、この問題については平成15年度から5年間基本健診の中で「肝炎ウィルス健診」が実施されたのですから、ある程度のことは判っていたはずなのですが、私はその通知を受け取ったことを記憶していますが、検査を受けた記憶はありません。このような自分への反省も込めて今回の質問をしたいと思います。

また、このように私に知らしめてくれたものの中にもう一つ9月議会中にNHKの「ためしてガッテン」という放送がありました。その中で非常に解りやすく放映されておりました。その放送を見て切実な問題として捉えることができたということを申し添えておきます。

この5年間での受診者数は691人でした。感染者数はC型2人、B型0人でした。しかし感染対象者数は7,896人ですから受診率はわずか8.8%にすぎませんでした。町と町民の情報の共有が出来ていなかったのではと危惧されるところであります。

そこで、質問致します。この事業は19年度で終わりました。どのように事業の評価がなされたのか。その評価結果を聞かせて下さい。

次に20年度以降結果を見て何らかの対策をされなかったのかどうか。私の周りにもC型肝炎も肝臓がんで若くして亡くなられた方、患者の方、感染者の方がおられます。また、発症はしていませんがC型肝炎の感染者であるキャリアーであるといわれている人もおられます。NHKによると全国では健診で見つからない肝臓病の方が100万人といわれています。また、肝硬変の7割の原因、肝臓がんの9割の原因がこの肝炎ウィルスによるといわれています。そして隠岐の島町では19年までの10年間で68の方が肝臓がんで亡くなっております。このことをみても基本健診の際、ちゃんと通知したでは済まされない問題だと考えますが如何でしょうか。

この事業を十分に検証し、そこでの問題点をこれからの町の対策に生かして行かなければなりません。

この事態を見てこのような状況の中で、町長はどう考えているのかお聞きしたいと思っております。これが2番目の質問です。

次に今、町として早急に取り組むべき施策があるのではないのでしょうか。

この3つについてお答え願います。

○番外（町長 松田和久）

ただいまの斎藤議員の「ウィルス性肝炎対策」についてのご質問にお答えします。

1点目の、平成19年に終了しました肝炎等緊急総合対策事業の結果と評価についてのご質

間でございますが、この事業は地域での健診に併せまして、40歳から70歳までの5歳きざみの節目の年齢の方を対象にした肝炎ウイルス検診、及び事業所検診時の肝炎ウイルス検診、また保健所における感染症検査時の肝炎ウイルス検診と3本の柱により総合的に肝炎検査を推進する事業として実施されたものでございます。

本町におきましては、基本健診の通知に併せて、肝炎ウイルス検診の対象者であることを周知させていただきました。議員ご指摘のとおり、結果5年間の受診者数は691人でした。これは、事業所健診時及び入院時の検査、人間ドッグ等で検査済みの方を除いた受診者数でございます。

実際の検診者数はもっと多いものと考えますが、現在、本町でどれぐらいの割合で、自身の肝炎ウイルス感染の状況を認識しておられるのか、把握できていないのが現状でございます。

国におきましては、今回実施いたしました肝炎対策事業によりまして、肝炎治療の経済的負担の軽減を図る。検査未受診者の解消、正しい知識の普及啓発等を確実に実施することなど肝炎対策の推進が決定されたところでございます。

2点目のこの事業終了後、平成20年度以降何らかの対策はなされなかったのかというご質問でございますが、この5ヶ年事業で受診されなかった方に対しましては、町内医療機関におきまして、40歳以上の方を対象に自己負担800円(検査料5,832円)で検診ができる体制をとっております。また、保健所におきましては、検査日の指定がありますが無料になる検査ができる体制をとっております。

3点目の、今、町として早急に取り組むべき施策は何かについてのご質問でございますが、先般、肝炎対策基本法が成立致しました。この中で、肝炎対策基本指針が策定されることになっておりますので、この指針により各自治体で事業に取り組んでいくこととなっております。

肝炎ウイルスに感染していることを知らないままに、これが放置されますと慢性肝炎が進行し、肝硬変、肝臓がんへと移行し、そして不幸にして死亡に繋がることもあるわけです。

個々人の感染状況を把握する機会を多くつくることが私は大切であると考えておりまして、誰も感染の有無を確認していることが先ず大切で、その為にあるかと思えます。

このためには、肝炎全般に関する啓発を強化する必要があります。具体的には、地域での健康教育の場を活用する。そして事業所での健康管理にあっては、肝炎にも関心を高めてもらうように事業主に働きかけていく。また医療機関との連絡会で、未受診者への働きかけを

依頼するといったことにより啓発活動を強化していくことが、私は肝要ではないかと考えますことを申し上げ答弁に代えさせていただきます。

○4番（ 齋 藤 幸 廣 ）

私はこの事業の評価、そこで浮かび上がった課題を質問したつもりですが、議論の行き違いがあるようですので、その辺をお伺いしたいと思います。

お答えの中で、本町でどの位の割合で受診の肝炎ウイルス感染の状況を認識しているか把握できていないのが現状ですと。肝炎ウイルス検査をされた方の数が町としては、全体の数は把握していないという事なんですね。確かにお答えの中でも事業所検診で受けておられるのではないかとか、入院時の検査とかいうことがあげられていますが、事業所検診でも基本健診と同じ様な状況ではなかったかという事を推測せざるを得ません。町の保健課が一番そういう状況を把握していて、いろんな情報を持ってやれている。一番プロ集団ですよ、言ってみれば、そのプロ集団がやった事業でも受診率が8.8%です。

事業所検診にそれ以上のことを望むことは、私は出来ないと思うのです。

それと人間ドックということが出ましたが、これは普通、肝機能検査であって肝炎ウイルス検査は申告しないとやってもらえないと思うのです。そういうことを考えると、隠岐の島町の受診者数、検査の受診者数は少しは伸びていくと思いますが、十数パーセントいつているかなぁ・・・というのが私の推測ですが。本当に事業所検診とかそういう所での受診率、受診者数の把握が出来なかったのかどうか。やろうと思えば出来ると思うのですが。

まあ、多くの事業所へ働きかけていかななくてはならないので、大変なこととは思いますが。これは今、推測出来る数といたら691人の受診者の内に2名のキャリアーがおられたということから推測すると22名から23名の感染者がいると・・・。それしか推測する数字でしかありませんから。数は少ないとはいえこの人達にとっては命に関わることなのです。それについて、この事業評価というのは非常に甘かったのではと。そういう事を受けて、では何をするか、何をここでやらなければならないかという。

確かに、国とか県の指導も本当にそこまでの指導は、この時代は要求してはいなかったと思うのです。だけど18年には北海道のB型肝炎の感染者の方々が訴訟を起こして、最高裁判決が出ております。注射針の共有が原因だと。18年、19年の段階では、そういう情報も入っていたはずなのですが、そこらを掴みきれていなかったということは事実ではないでしょうか。そういう事も含めてこの事業の評価ということについてもう一度町長にお答えを頂きたいと思います。

次の質問にも関係することなのですが、最新の情報を得る。そしてこれまでの情報と合わせて、町民の人達にわかり易く情報を提供するという事が出来ていなかったと、いうことが課題ではないでしょうか。

次に3点目の質問についてですが、町の捉える対策として具体的に挙げておられますが、地域での健康教育の場とか、事業所の健康管理の中で肝炎にも関心を高めてもらうよう強力を願う、働きかけていく、医療機関との連絡もとって未受診者への働きかけを依頼するといわれましたが、本来隠岐の島町の保健課には、今でもそうだと思いますが地域担当保健師という制度があると思うのです。

旧西郷地区については、地域担当の保健師の方々がおられる。そして支所には保健師の方が一人常任しておられるというふうに理解しておりますが、やはりそういう体制をとっているということは、保健師の方々が直接日常的に住民の方々と触れられる、そういう大切な立場にある人だと私は理解致しますが、その人達が直接地域に出かけて地域の人達に直接語られることが大切であろうと思います。

保健師の仕事というのは住民、町民の命と健康を守る最前線に立っておられる方々だろうと理解しております。女性たちの集まりの中では、そういうことがよく言えると思うのですが、女性の方は幅広いネットワークを、また多くのネットワークをもっておられます。口込みで即広がっていきます。そういう事も利用されては如何でしょうか。その事も含めてもう一度伺います。

○番外（町長 松田和久）

再質問にお答えを致します。

これは国民の皆さん最近になりまして、福田衣里子さんの問題もありまして肝炎ウィルスというのが全国民に注目されるようになって来た。それを受けてかどうかわかりませんが、「肝炎対策基本法」が成立したことによりましてこれから一体どうしていくかという事ではないかと思えます。

そういう意味で答弁がぼやっとした感じのものになってしまっておりますが、実はこういったものがきちっと確認をされ、追跡調査をされていなかったという事ではないかなあというように思っておりますし、その中で感染者数も個々の個人情報のこともあったりし等、なかなか行政といえども全てを把握することが出来なかったということではあかったかと思っております。

今後はこういった基本法が成立いたしましたので、これにのっとりましてあるべき方向で、

とにかく、まず自分も罹っているかもしれないということを確認することが大事だということ。地域に出ているいろいろな保健師等が働いておりますので。もっともっと啓発活動をしていくということしかないのではと思いますので、仰せの通りお伺いしながら我々もこのことについて、そういった方向での徹底を図っていけるように早急に内部で調整をして参らなければならない課題と受け止めておりますので、よろしくお願い致したいと思います。

○4番（ 齋 藤 幸 廣 ）

今、言いましたように、保健所では無料で年齢制限なしに検査が受けられますので、是非ここにおられる方も受けていただきたいと思います。

そして国の制度の中で医療費の自己負担を少なくするように措置もとられております。残念ながら隠岐ではその治療が本土へ行かなくて出来ないというふうにも伺っていますが、とはいっても医療費の自己負担が所得によって1万円から5万円まで上限がそのくらいの自己負担で済みますので是非、早急に検査を受けられて。

今はインタフェロンとかいろいろな薬を使って治療ができる。そしてC型肝炎については9割の方が回復するともいわれております。そういうことをお話して次の質問に移ります。

次は新型インフルエンザの対策についてお尋ね致します。

この新型インフルエンザは何時ごろまで続くか分かりませんが、そろそろ中間検証をしてみたいと考えましたのでお尋ね致します。

10月以降、新型インフルエンザ流行への対策として数々の催し物が中止となりました。

町主催また、関連の主なものだけでも消費者フェスティバル、西郷文化祭、いきいき祭り、五箇どんと祭り、浄土ヶ浦祭り等であり、民間主催のものを含めると大変な規模になっております。この中止の判断が町関連のものに限りますが、判断がどうであったか。

今のところは、はっきり言えませんが、今後のために検証しておく必要があると思ひ質問いたします。

第1に中止を決定するまでの検討の経過をお聞かせ下さい。これは町関連のものについてです。第2に保健所の「一定点医療機関当りの患者報告数の推移」によると10月第2週、第3週に20人台のピークを迎えております。これは、隠岐の島町は高梨医院、島前では島前病院がそうでございます。島前は11月下旬まで報告がないみたいですので、殆ど島後の数字と理解していただきたいと思いますが、次の週には急に減少し、11月第2・3週以外は殆ど保育所、小中学校、高校にあたる年齢であり、学校からの学級閉鎖などの報告書とぴったり符合しています。こうしてみると隠岐の島町の新型インフルエンザは、保育所、小中学校、高校を含

め流行しているといえます。学級、学校閉鎖などの対策で充分であったのではと推測されませんが如何でしょうか。

3番目に、これら催し物の時には島の農林漁業者が手塩に掛けた産物を持ち寄り販売しています。また、催し物はまさに祭りであり沢山の人が出で賑わいの中で直接生産者と消費者が触れあい、共に地産地消を推進して行く活力を育んでいくのです。催し物を軒並み中止する、その判断をするにあたって、この経済的、心理的効果の悪影響について考慮されたのか。

4番目に、仁万の里祭り、岬ふれあい祭りなどの中止はそれだけでなくも苦しい運営の中にある障害者施設にとっては大きな打撃となりました。これについてはリスクの高い方が仲間としておられますので、これは適当な措置だと思うのですが。

また、10月23日の「島根県小中学校教頭会」の中止は隠岐の島町の経済にとって、これも大きな打撃でした。催し物はその後の関係者の反省会、直会という形で町の飲食店に波及効果をもたらします。それが全く無くなって町の火は消えたような状態といわれております。冷えきってしまった島の経済、年の瀬の冷たい風は身に沁みるものがあります。

今、町としてこの状態を打開しないと島の経済は回復不可能な状況に陥ってしまうのではと危惧されます。何らかの対策を考えておられるのか示して下さい。

○番外（町長 松田和久）

只今の、斎藤議員の新型インフルエンザに関するご質問にお答え致します。

1点目の「催し物の中止を決定するまでの経過」についてのご質問であります。10月9日に隠岐保健所から「新型インフルエンザ感染拡大防止」に関する通知と放送依頼がありました。その放送の内容は町内で23名の疑い患者と、複数の集団発生が確認されたので、職場・家庭・地域で感染拡大防止の取り組みを強化して欲しいというものでございました。

これを受けまして町では直ちに放送し、住民周知を行なったところです。そして、10月中旬から地区運動会や「祭り」関係のイベント中止の動きに繋がって参りました。これらの中止決定は、主催団体が自主的に行なっているもので、町が関わるイベントにつきましても、感染情報を参考にしながら実行委員会で独自に決定をさせていただいたところでもあります。

2点目の「学級、学校閉鎖などの対策で十分だったのではないか」とのご質問にお答えします。議員ご指摘のとおり、現在までの感染者は高校生までの若年層が大半を占めていますが、イベントの自粛が無駄であったとは考えておりません。妊婦や高齢者など重篤化しやすい方への感染防止策は必要ですし、こうした動きにより町民の方々の感染拡大防止の意識が高まり、11月の小康状態に繋がったのではないかと逆に我々は評価もしてきているところで

あります。

3点目の「農林水産業の関係者に与える経済的影響」に関するご質問にお答えします。

各団体の中止決定は、経済面への影響を心配しつつも、命と健康に関する対応を最優先した結果だと思っています。なお、現在は産直市などを復活する動きが広がっておりますし、今後も町内経済への一定の配慮は今、ご指摘のように必要と私も考えております。

4点目の「経済に対する対策」についてのご質問ですが、国では追加経済対策として7兆2千億円の第2次補正予算が組まれたわけであり、地方の公共事業にも一定の配分がなされる見込みでありますので、こうした予算を積極的に活用することで島内経済の活性化に繋げていきたいと考えています。また、地産地消の促進に関しましては「農林水産振興がんばる地域応援総合事業」など既存の事業を活用して活性化に繋げて参りたいと考えておりますのでよろしくお願いを申し上げます。

○4番（ 齋 藤 幸 廣 ）

11月小康状態に繋がったという事ですが、11月の下旬にはまた増えつつある、少し危惧される数字が出て参っております。これも中止をして来た中であっても、このように増えて来るということもひとつ指摘しておきたいと思えます。今後の参考にして下さい。

島根県では「小中学校の校長会」が出雲市で11月下旬に行なわれております。中国地区の小中学校校長会も兼ねての行事だったそうです。その時は松江市、出雲市は非常に高い数字の中でのことでした。そういう事もあえて行った地域もあったということを考えていただきたいと思えます。

次に冷えきった町の経済の中でこの前、商工会が商品券を発行すると、額は商工会が独自にやる事ですから、そんなにではないですが、発行総額が500万円でプレミアというのが100万円ですかね。限られた人が対象になっておりますし、非常に効果は薄いのではないかとというふうに考えておりますが、来年度になって商工会としては独自にやるかどうかは別として、何らかのもっと規模の大きなものを考えていくというふうに聞いております。そういう事に対して町長は、町としてこの商品券発行についてどういうふうに捉え、どう望んでいくのかお聞かせ願います。

○番外（ 町長 松 田 和 久 ）

再質問にお答えを致します。

先般、商工会の方から町の方に既に要望に来ておられます。

規模は2億円程度でありまして、新年度予算で上程させていただいて、それで5月中旬位か

ら8月末位までの予定でということで、これも追加経済対策という観点からすると、うちも考えて行くべきだろうと。これはすでに松江市等でやってきた二番煎じみたいな事業かも知れませんが、しかしながらここまでこういう状況であるならば、当然、前向きに我々は取り組んで行くべきではないかという事で、今実施する方向で協議をさせてもらっておりますので、前向きに検討して新年度予算では上程できるようになるかと思っておりますので、よろしくお願い致します。

○4番（ 齋藤 幸 廣 ）

次の質問に移ります。

今議会に教育委員会委員の任命の同意案件が上程されています。この方についてはよく存じ上げていますし、本当に教育委員会委員に相応しい方だと考えています。

しかし、教育委員会の現状を見ると事務局にも5人の委員の中にも義務教育の現場経験者が一人もいない状態が続いています。同意する、しないにしても非常に釈然としないものが私には残らざるを得ないのが現実でございます。

昨年12月定例会で、私は一般質問でこの問題を取り上げました。私は異常な状態と表現しましたが、町長は好ましくない状況であるというお答えでした。

そして、「今後の委員選任につきましては十分に配慮して参りたいと考えているところありますので・・・」と答えられました。今回、何故そのような配慮がなされなかったのですか。

今後この「好ましくない」状態をいつどのような方法で解消されていくのかお答え願います。

○番外（ 町長 松 田 和 久 ）

ただいまの齋藤議員の「教育委員会委員の任命について」のご質問にお答えします。

初めに、今回の任命について何故配慮がなされなかったのかのご質問にお答え致します。昨年の12月議会において、齋藤議員から義務教育経験者の委員の任命についての一般質問に「今回は結果としてそのようになりましたが、今後の委員の選任につきましては、十分に配慮して参りたいと考えている」と申し上げておりましたが、今回の委員は、1期4年間の実績や識見はもとより、図書ボランティア活動や学校図書館の整理など教育活動実践に積極的に取り組んでおられる方でありました。そして選任をどうするかということでございましたので、議員もご案内のように、そうは申しましたが本人もやる気があれば、是非私はこの方には残っていただければと思つたものですから、本人の快諾をいただいて、そして選任をさ

せていただいて、今回お願いをするということになった訳であります。

次に、義務教育経験者の委員の任命をいつ、どのような方法で行うかにつきましては、今後の改選の折に、各委員の意見を尊重しながら、義務教育経験者を考慮しながら、適確な人選に努めて参りたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い致します。

○4番（ 齋藤幸廣 ）

私も理解できないわけでもございません。しかし今後の改選時の折にそういうことを踏まえながら考えて行きたいという事でしたけど、今の5人の教育委員の皆さんも教育委員としての識見、学識を持たれた方を任命されてきたというふうに考えております。

町長はまた、次の改選期に非常に苦しい立場に立たれるのではないかなあ・・・というふうにされるのですが。何時までたっても、この義務教育経験者を委員として任命することが出来ないのではないかと思うのですが。

今日の同僚議員の方々の質問の中でも出て参りました「教育」の問題については、いろんな議論を重ねる中で、一つの方針を出すとするならばスピード感を持って、事に当るべしと言われた議員もおられます。町長もスピード感のある対応ということも言われました。

また、回答の中でも言われましたが小中学校の校長先生方々、町内の学識のある方々、一般の方々の意見を謙虚に耳を傾けてご相談し、結論を出して頂きたいと思いますが如何でしょうか。

○番外（ 町長 松田和久 ）

再質問にお答え致します。

やはりこういう意見が、議会からも出されているということも真摯に受け止めて行きたいと思えます。その為には、では何時になったらということですが、どなたが次の任期になるかわかりませんが、次の機会にはそういったことが充分配慮できるように各校長先生なり、関係者の意見を伺いながら、あるべき方向に持って必ずいくように努力をさせていただきますことを約束して私の答弁に代えさせていただきます。

○議長（ 米澤壽重 ）

以上で、齋藤幸廣議員の一般質問を終わります

ここで、15時10分まで休憩致します。

（ 本会議休憩宣告 15時01分 ）

休憩を閉じ、本会議を再開します。

（ 本会議再開宣告 15時10分 ）

一般質問を続けます。

次に、5番：是津輝和 議員

○5番（ 是 津 輝 和 ）

私は教育長に五箇小学校の整備について伺います。

私は、先の9月議会で、五箇小学校整備についての一般質問で指摘をいたしましたとおり五箇小学校舎は、木造で築後50余年が経過しており、老朽化の進行が激しく大変危険な状態であり、又、機能も陳腐化していて、学校教育施設としては不適格であるといわざるを得ない状況であります。

五箇村時代に、「五箇小学校校舎建設委員会」を設置して、協議検討を重ね、木造で新築との結論が出ましたが、財政事情の悪化等により、平成17年度以降の建設にならざるを得ないとのことで、平成12年5月17日の第5回を以て、当該委員会は中断を余儀なくされ、その後、合併を経て現在に至っているのはご案内のとおりであります。

さて、新町隠岐の島町になって、その合併の際に策定された「隠岐の島町まちづくり計画」いわゆる「新町建設計画」の「新町建設計画事業計画書」の中に、五箇小学校改築事業が明記されていて、その事業内容が、「校舎建築2,300㎡、体育館建築900㎡、グラウンド整備4,700㎡、校舎解体」と記載されております。つまり、新築するとの計画であります。

この「新町建設計画」は、いうまでもなく、合併時の23ある協定項目の1つでありまして、町民との契約書でもあります。そこで教育長に伺います。

1点目、新町建設計画で明らかな新築整備が、何故大規模改修に変更になったのか、その理由をお尋ね致します。

2点目、新町建設計画の変更手続きは、どのように処理されましたか。

1つとして、隠岐の島町地域協議会条例第3条によると、新町建設計画の変更に関する事項は、地域協議会に諮問するとなっているが、諮問は何時したのか、又、答申内容はどうかであったのかをお尋ね致します。

2つ目として、議会への計画変更の説明と承認はいつ言ったのか。

以上大きく2点を一括でお尋ね致しますので、よろしくお願い致します。

○番外（ 教育長 藤 田 勲 ）

ただいまの是津議員の「五箇小学校の整備について」のご質問にお答えします。

初めに、五箇小学校は新町建設計画において新築整備であったものが、大規模改修に計画変更になった理由につきましては、昨年12月議会の安部和子議員の一般質問でお答え致し

ましたように、昭和34年に建設された五箇小学校の老朽化はご指摘のとおりでございますが、80mにもおよぶ廊下のある貴重な木造校舎を残していきたいとの思いから、平成19年度の事業計画において、本年度、耐震診断と調査設計を行い、平成22年度で大規模改修事業を実施する計画変更を行った旨のお答えを致しました通りでございます。

この計画により、本年度当初予算でこの費用を計上し、現在、耐震診断を行っており、この結果により年度内に補強と改修設計を行い、来年度から大規模改修を行って参りますので、ご理解を頂きますようお願い致します。

次に、新町建設計画の変更手続きにつきましては、合併特例法で市町村建設計画を作成し、又は変更しようとするときは、合併市町村は議会の議決を経て市町村建設計画を変更することができる。また、本町では地域協議会条例第3条で地域協議会に諮問することになっておりますが、新町建設計画は、計画策定の目的と構成などの「第1部の序論」から「第5部の財政計画」までが「新町建設計画」であり、議員ご質問の具体的事業を掲げた「新町建設計画事業計画」は「参考資料」として載っているものでございまして、先にお答え致しました合併特例法に基づく計画変更にはあたらないと判断しておりますので、ご理解を賜りますようお願い致します

〇5番（ 是 津 輝 和 ）

残念ながら理解が出来にくい所がありますので再質問致します。

1点目の大規模新築計画予定から大規模改修に至った経過の答弁がありましたが、80mの廊下のある貴重な校舎だから残したいからという思いと言われましたが、現実には廊下の長さ60余mです。私が今回もあえて触れましたのは、五箇村時代に五箇小学校建設委員会での新築木質校舎でいくという結論を得たということをあえて申し上げました。これは、五箇地区にとって、五箇小学校の老朽化対策は当時、行政テーマの最大のテーマであったといっても言い過ぎでないテーマであったと理解しております。

先ほど申しましたように、足掛け2年かけて5回の委員会開催で、教育委員会も含めて当然中に入って真剣な議論、大久小学校視察、現五箇小学校現地視察等々を重ねて得た結論だった訳です。当時も約60余mの廊下があったのは教育委員の当時の担当者は、みんな分かっていた訳です。その決定をそのまま「新町建設計画」の具体的な事業計画として載せていった経過があります。

「新町建設計画の事業計画」は「新町建設計画」と表裏一体というか、全く一体なものでその具体的などころを事業計画で示している。その具体的などころも合併協議会の中でそれぞれ

れ4ヶ町村の担当レベルで協議し、推理、整えたものを合併協議会で承認をし、それで最終的な「新町建設計画」としてそれぞれの町村議会で承認したという流れがございます。

先ほどの話に戻りますが「事業計画」の中にも当然のことながら新築で入っている。こういう事でもありますよね。現在教育長の職におられる教育長は、合併前に五箇村長の職におられた訳です。当時のことは分かっておられてはずですし、それを承知で合併に望んでおられる。これだけがテーマではありませんが、先ほど言いましたように、五箇行政の中ではこの小学校整備が喫緊の課題であったと、子供たちの教育環境を整える上からも大事なテーマであるという認識から新築でいこう・・・と。早くやらなくてはいけないという事で平成13年から着手するという事になっていた。

財政悪化の進行により、先延ばしせざるを得ないということが背景にあったということは、前にも指摘いたしました。そういう事もみんなご存知だった。それで教育長の職になって、何故60余mのこの廊下を人質に取ったの如く、これを残さなくてはならぬとなったのか。それもきちんと五箇地区の民意に諮らないで決めてしまった。それが怪しからんと私は言っているのです。

結果、皆さんが合意形成でそれは仕方がないと、金もないし出来るだけ現校舎を有効に活用してきちんとしたものが出来るようであれば、早くそれをやるためにも致し方ないということであれば、それは仕方がない。でも、そういう事をやってなくて行政側の一方的な事情で、こういうことでやるということは、それが怪しからんと私は言っているのです。

先の9月議会では少し言葉が足りませんでしたので、今回改めて同じ様なことを指摘せざるを得ませんが、教育長は当時、五箇村行政のトップの職にあつてそういう事情が痛いほど分かる立場にあつて、合併後に教育長の職に就かれた。そして廊下が貴重だから残す思いから計画変更したと。そんなことぐらいで納得できるわけがないじゃないですか、お答え下さい。経緯の説明になってないと思います。

次に2点目の新町建設計画の手続きの話に触れましたが、これは五箇小学校の建設を念頭においた変更のことだけを今回取り上げてお尋ねしている訳ですので、その他の計画云々には波及しません。ですから五箇小学校の計画変更に於ける「新町建設計画」との整合性をお尋ねしている訳ですが、ご答弁は「新町建設計画」は第一部から第五部の財政計画までが「新町建設計画」であり、「新町建設計画事業計画」は、参考資料だと。私がお尋ねしているこの変更には該当しないと、こういう事で門前払いをくわされました。

ここに「隠岐の島町まちづくり計画」があります。「新町建設計画」と書いてあります。こ

の中に確かに言われるように「事業計画」が参考資料として出ております。これは言葉のあやでありまして、事業計画をセットとして初めて「まちづくり計画」ではないですか。

先ほども言いましたように、合併協議会の中で具体的な事業計画を持ち寄って「新町建設計画」に移行していくんだということから、4ヶ町村のそれぞれの立場の人達が、職員の方達がわが町は、村はこうしようともってきたのが「事業計画」なんです。

第一部の序論から第五部の財政計画というのは大きな看板でありまして、具体的な事業計画がこうありますという資料として入っていて一冊にまとめてある。これが「新町建設計画」です。みんなそうやって理解してますよ。それも何で今さら別だというのですか、地方自治法で云々と・・・、名前というとなんなのですが、実際問題としてはこの「事業計画」セットとして「新町建設計画」ですよということで、町民も議会も納得して、これでいこうということになった事ではないですか。合併協議会もそうではなかったですか。私も合併協議会にいましたよ。これを門前払い喰わせるなんて、全く怪しからんと私は思いますが、その2点についてお答え下さい。

○番外（ 教育長 藤 田 勲 ）

民意の経過であります、これは19年度におきまして老朽化の話が勿論あがっております。

この時点でまだ、財政状況のこともございますが、将来的なものが見えないという事で一部五箇地区の教育懇談会の場で移転改築ことも話しに出ました。

ただ、今現在は、今後の方向としては、私としては、決定したものではありませんが、財政状況を踏まえながら診断をして、その後の結果を諮っていくと。どちらの方向に向くかということは申し上げたこともございます。私、五箇村時代、検討委員会なるものがまだ五箇村へ入る前のことですが、組織されていたということは認識は致しております。

これも五箇村の財政事情から私は休止状態であるというふうにして、この合併を迎えたところではありますが、そのところは少し私の判断が誤っていたことは認めなくてはならないというふうに思っております。

参考資料、先ほど門前払いという言い方をされましたが、私は参考資料はやはり先ほど申し上げましたように「新町建設計画」そのものではなくて資料として載っているものであるというふうに判断を致しております。財政状況からその資料といいますか「新町建設計画」「事業計画案」の冒頭には掲載事業は平成15年時点のものであり、今後の財政状況や社会状況により新町において本計画を基に具体的な計画を行うと記述してありますので、ご理解を頂きますようお願いを致します。

○5番（ 是 津 輝 和 ）

答弁を頂きましたが、何かあるところから留まっている気がしておりますが、時間が限られておりますので、私の中できちんと整理が出来ておりませんが再々質問致します。

合併前五箇村長の職であった時の話をされました。五箇小学校建設委員会の所在も知っていたとの事だが、当時の五箇自治体の財政事情等によりこれは中止ですか。休止ですか。

休止は生きているということですからね。休止と理解していたのでそれがちょっと理解が足らなかった。認識が足らなかったのかなあ・・・と。委員会の活動は私が先ほど私が申したように第5回で中断をしている。正に貴方の言われる休止でした。その委員会は五箇条例で五箇小学校建設工事が完了するまで存続するという条例でしたので、条例そのものが生きていた合併までは。その委員会の中で、木造校舎で新築という結論が出ていた。ただ場所が。

当時の五箇執行部はあの場所へ建てたいと盛んに言うておりました。案も出来ておりましたが、とても無理だという事から、場所は改めて協議の俎上にあがった時に協議しましょうということだったんです。

教育長もご存知だと思いますよ。そういうことで、先程来言っているように、合併協議会の事業計画の中で新築ということで、五箇地域の数ある事業の中で五箇小学校整備については新築、解体と数字まで挙げて出していた。そういう流れですよ。それを現地60余mの長い廊下があるから貴重だから残したい思いからなんて・・・。なぜそこに繋がるのか。もしそうだとしたら、貴方は五箇村長をやっていた教育長なのですから、立場は代わっても当時の五箇村民の合意を覆すことになるわけですから、そういう説明や意見調整をコンセンサスを得る努力が必要ではないですか。教育長としては当然でしょう。やられてないから私は聞いているのです。

前回の9月も含めて。らちがあかない。はっきり言ってください。貴方は教育委員会の事務局を束ねるトップなんですから、これは私の邪推かも知れませんが、この新築から大規模改修への変更への背景が貴方の言われる長い廊下に価値を見出して現有校舎を残したいということではなくて、町の行財政、取り分け財政改革からの力に押し切られて、大規模改修に変わったということであるならば、貴方は教育行政のトップとして私は大変遺憾に思うのです。今日の平田議員の質問のお話の中に教育のプロかという話がありました。貴方自身はプロであるべきだということをおっしゃいました。言葉は別として、そういう自覚があるならば、教育のために学校整備はどうあるべきか百年の大計ですから行政としては。

今日は何回も出てました「人づくり」「子育て」「子供の教育」平田議員に言わせると教育

問題こそ本町の第一番の行政課題だと、私もそのように思います。その為に非常に大事な施設である。ただ造ればよいという問題ではない。環境も含めてそれを司る立場のある教育長が自分の意思といいますか、財政を無視しろとはいいませんが、過去の経緯を無視してあるいは耳を貸さないで……。ちょっと乱暴な言葉でいいますと廊下を人質にとって残したい思いからなんて、そんな軽いことで……。これから先の教育環境を整えるということが私は出来ない、やるべきでないという強き疑念に思うのです。

また、先ほどの高宮議員とのやり取りの中で、文化財指定の取り組みの部分で、教育長は「地域の声を吸い上げる努力が必要だ」と述べられた。これは文化財だけではないのです。地域の声を吸い上げるのは行政全般に亘る姿勢であるべきと私は思います。

正にこの学校校舎建設、整備というのは地域にとって本当に大事なことです。先ほどの建設計画の認識も建て前でいうとそのとおりかも知れませんが、実際的にはこの事業計画が伴って初めて建設計画なのです。そうでないと、この前つくられた「隠岐の島町総合振興計画」これだって同じ事なのです。これは何をベースにしているかという、「新町建設計画」との整合性を求めながら、これをベースにして取捨選択してこれが出来たと。こういう流れだと私は理解しております。客観的に間違っていないと思いますが……。この「新町建設計画」は「事業計画」を伴って初めて実効ある「新町建設計画」である。「事業計画」変更イコール「新町建設計画」の変更なのです。そうしないと地域協議会というのは出る幕が全くないですよ。

最初の件の1章から5章の大雑把なところを変更なんて普通あり得ない。末端自治体で普通あり得ない。何故かという、行政だけでなく民間も入れて考えた分なのです。議会も含めて、これ一冊が「新町建設計画」なのです。それをあえて分けようとして、つまり諮問もしていないから答えられようがない、答えられないということで門前払いを喰わされた、そのように理解をせざるを得ません。これで議論の場が制限される。認識を再度伺います。

○番外（ 教育長 藤 田 勲 ）

再々質問にお答え致します。

あの一冊が「新町建設計画」そのものであるということですが、そうなりますと先ほどから申し上げております資料の部分で掲げております事業計画、これは、五箇小学校建設だけにかかるものではなく、他にも事業がまとまっているもの、あるいは見直されているものもあると思っております。

従いまして議員との意見の食い違いということと、いうふうに私は判断せざるを得ないということでございまして、教育環境の整備というには当然必要でありますので、教育行政を

預かる者としては、五箇小学校建設は勿論、町長部局との協議もして来たところでございますのでご理解を頂きたいと思っております。

○議長（米澤壽重）

以上で、是津輝和議員の一般質問を終わります。

次に、2番：前田芳樹 議員

○2番（前田芳樹）

私は大項目の1つとしてまず農業公社の組織検討課題と農地保全体制について伺います。そして小項目と致しまして、現在の農業公社への補助金よりも改編後の財政支出が増加するのではないかという点です。

町の財政改革の一環として、農業公社への財政支出がもう出来ないというふれ込みがことの発端であったようですが、事務処理だけの2～3人体制に分割縮小した後の公社と、新たな生産法人の立ち上げの初期投資や、11月30日に総務産業建設常任委員会で配付された計画書にある各地区ごとの、新たな担い手への機械設備補助金などへの財政持ち出し額の合計は、21年度公社補助金1,720万円より多くなるのではと推測されます。

財政が厳しくて、もう公社への補助金は出せないと理事会には強く言っておりながら、町の言う組織改編後の財政支出は増加する結果になりはしないだろうか。この矛盾を説明して頂きたい。

次に小項目2番目として、1,700万円程度の財政支出補助金が工面できないはずはないのではないかと思うのであります。

緊急経済対策と地域活性化対策で、9億9千万円の自由に使える交付金が来たら5年しか経っていない全庁舎のパソコンを全部買い換えるとか、役場内要望などはすぐ実現するが、外部事業への支出は住民要望に反して厳しく削減するというようなことがあってはならない。

基金は合併時の16億から36億まで積み増しており、黒字の「あいらんどへ」1,500万円の施設管理費やテニスコート 1億 3,915万円の中の辺地債などを目にすれば、農地保全への1,700万円程度できないはずはない。公社合併時には都万村公社の資本金3,000万円と五箇村公社の解散による基金残金と都万村公社の別途積立金を合わせた機械更新の為の基金 4,500万円があり、公社合併まで都万村と五箇村は、農地保全管理のために合わせて2,500～3,000万円を補助金として毎年財政支出していた。公社合併後の財政支出補助金は、平成17年度 1,300万円・平成18年度 600万円・平成19年度 1,100万円・平成20年度 1,700万円・平成21年度 1,720万円となっており、5ヵ年平均では 1,284万円、隠岐の島町になってからの財政

支出は半減している訳であります。おまけに持参金の 4,500万円の基金まで費消してしまっている訳であります。

逆に、カバーエリアは、加茂・西田・東郷・飯田・西郷・原田・西村・中村・元屋・まで遠く大きく拡大されて、旧西郷町管内の耕作放棄地を復田し、湿田を乾田化して多大な貢献をしている訳でございます。中村で 8h a を費用を掛けて復田したら、役場は公社に協議もなく転貸して新たな担い手を育成している。これらを貢献と言わず何と云うのでしょうか。生産活動の出きる公社が無かったらこれらの追加地区は荒地のままのはずでございます。

然るに、都万村、五箇村地区以外の増加した農地保全管理に対応する部分の費用は、隠岐の島町が新たに財政支出して補填してやるべきではないですか。なぜ 1,700万円が工面できないのか、そして増加部分に対して補填するべきではないのか、明確な答弁を求めたいと思います。

次に小項目3番目と致しまして、農業公社の組織改編は関係者への説明協議会を開くべきではないかと思うのです。

旧五箇村・旧都万村は、耕作放棄地が増大してくる将来を見越して対策を取って来たが、旧西郷町では全く対策をして来なかった訳でございます。その結果、平成19年度調査の段階で耕作放棄地は以前も申し上げましたが、西郷84h a ・都万16h a ・五箇9h a ・布施2h a の合計111h a にも達している。其の内、西郷55h a ・都万5h a ・五箇3h a の合計63h a が圃場整備した農振地域であり、その後、年ごとに増加して現在では70h a を超えているといえます。今後これが増大することは間違いない。公社の存在している地区では少なく、そうでない旧西郷町管内では多大であり、このことは公社の存在効果が歴然としています。

旧都万村と旧五箇村ではそれなりに財政負担をし、乍ら耕作放棄地対策を取って来ました。合併協定で現有公社を存続させると合意して置きながら、合併後3年間で持参金の機械更新基金を食いつぶして財政支出が必要になったら、途端に解体するとは何事かと思うのであります。一体あの時の約束は何であったのか。最初から分割縮小の結論有りきで町が指名して組織した組織検討委員会に思い通りの答申を出させて、それに基づいて公社理事会に検討するよう要請したのは形ばかりで、10月21日に公社理事会が公益性のある生産法人でなければ放棄地対策は出来ないし、現在の職員の雇用確保が必要だと面談して文書で返答したら、全く聞く耳をもたずにはねつけたといえます。五箇地区・都万地区の水田所有者の大部分が現状の公社のままで発展的に継続して欲しいと望んでいるのに、この意志を無視して一部特定の者だけで密室の中で強引に公社を解体してしまおうとするのは行政の驕りであり、施政の

方向性としては間違っているのではないかと思います。急いで事を仕損じる、ということになりかねません。これに関しては拙速に事を運ばず柔軟な聞く耳を持って都万、五箇地区の民意を汲み取って、机上の空論では無い耕作放棄地を減少させることの出来る体制のしっかりとした青写真を示して、地区民の合意を得てからにして下さい。それには地区民への説明協議会を開いて理解と合意を求めて下さい。民主的な行政を行うならば、まず民意を尊重すべきでございます。そのような姿勢を取ることはできませんでしょうか。この点について伺います。

小項目4番目、農業公社の苦情対処について伺います。

これまで6月と9月議会での質問で、町長・副町長は、「公社に対する苦情が無ければ、今のままで公社を続けても何等問題は無い・・・」と返答なさっておられました。そこで公社の理事会に聞くと「どのような苦情か具体的に示して欲しい」と町に聞いても教えてくれない・・・と言うので、この11月30日の総務産業建設常任委員会で苦情がどのようなものか具体的な事柄を示した資料を請求して戴きました。そして見ましたところ、一部分はメール送信で渡っていましたが、議会の全員協議会での質疑応答結果は渡されていませんでした。およそ苦情件数の半分程度が伝わっていないように感じました。

また、その具体的な中身を見ましたが、およそ解決できるようなものばかりでした。指導監督すべき町が、直接に公社に出向いて一緒に取り組めば早晩解決できるようなものばかりあったように思います。公社側からすれば「町は公社へほとんど来ない・・・」と言うし、町側からすれば「公社は苦情ばかり・・・」となっています。こんなことでは話になりません。監督指導すべき責任は免れないと思いますが、苦情受付の窓口になっている町側から、その都度に公社へ出向いて指導して相談しながら、一緒に苦情解決に取り組まなければ解決できないと思うのですが、反目ばかりしているような今の現状ではいけないと思います。公社の悪口ばかり言っていないで、公社に通って一緒に課題解決して行く姿勢が大切だと思います。そのような姿勢をとることが出来ないでしょうかお伺います。

次に小項目5番目ですが、農業公社の組織改編に伴う職員の雇用問題について伺います。

農業公社の職員たちは、旧都万村と旧五箇村の時代に100%出資の三セク職員として採用されて身分保障があったわけですが、今回の組織改編で残す公社の2人以外の7人は解雇すると言っていますが、雇用機会の創出が最近の大きな政治課題であり、町をあげて取り組むと町報でも公言しているのに、今回のこの雇用機会の縮減はいったいどうしたことでしょうか。旧村で正式に採用されて身分保障されていた人達が、合併後の町で簡単に理不尽な扱いをさ

れていいのかと疑問に思います。旧村の責任は、合併後の自治体が受け継ぐはずで、公社の理事会に責任を押し付けずに、農地保全と耕作放棄地の対策の捉え方次第では他に方策を見出せるはずで、公社の理事会は、総意として町の組織検討委員会の答申通りでの組織改編は出来ないし、職員の解雇も出来ないし、現状の公社で継続させて欲しいと町へ最終報告をしたそうです。

従来、公社は生産活動をするところではなく、担い手へ農地の集積をする団体だとされていましたが、農林省への確認では平成22年度から「公益事業を推進するための農業公社の維持費を捻出する為の生産活動は認める」となっているそうです。県も追随して認めるそうです。

公社を分割しなければならない法的根拠は無くなって、公社を分割する必要性は法的には無いのです。

また、町は耕作放棄地解消の為の国の補助金を1反歩当たり1,300円を公社として3年契約して、平成21年度は300万円受給している。この制度は放棄地を回復したのちに、5年間は管理耕作をしなければならない義務がついており、とても認定や建設業者などが出来ることではないそうです。11月21日の都万、五箇地区の農地所有者との懇談会で、副町長は町長の隣で農地所有者達に、「来年度のことはまだ何も決まっておりません。来年度は変わらず現在の公社に耕作委託をして貰います。」と返答しておられました。ところが、11月30日の総務産業建設常任委員会では、課長さんが平成22年4月1日から組織改編する資料を配布しました。

さらに、そのとき同時に1階の農林課の窓口では公社の職員を呼んで耕作放棄地解消18haを施業するよう協議指導をしていたそうです。国の補助金を貰うための協議で良いことだが、公社が分割されたら出来ない相談です。結局来年は新たに3haを公社は受けたそうです。つまり、どこを取って良いのか話がちぐはぐしていて全く一貫性が感じられません。そのような先の見えない状態で職員を解雇して、見切り発車などとなったら大きな混乱を招くだけです。耕作放棄地解消と農地保全管理と表裏一体の職員解雇は雇用機会の創出に照らしても慎むべきではないですか。この2点について答弁をお願いします。

○番外（町長 松田和久）

只今の前田議員の農業公社に関するご質問にお答えします。

5点ご指摘がございましたが、まず1点目の、「現在の農業公社への補助金よりも改編するとするならば、改編後の財政支出が増加するのではないか」というご質問についてであります。改編後の農業公社の経費としましては、人件費が主なものであります。財政負担は

縮減するものと考えておりますので、農業公社への財政負担は遥かに縮減されると考えております。

また、新たな生産法人につきましては、町が法人の運営に参加致しませんので、財政負担は生じないものと基本的には考えております。しかし、農業公社改編に伴いますその時点での農業生産法人の立ち上げ時につきましては、町としましても協力ができる事があるのではと判断しておりますが、現在はその検討結果待ちの状態でありますので、今、検討していただいている訳でありますので、具体案が示されますとその時点での対応につきましては、検討させていただくことになろうかと思っております。

次に2点目の、「1,700万円程度の財政支出補助金が工面できないはずはないのではないか。」とのご質問についてであります。現在、行財政改革に鋭意取り組んできておりました、隠岐の島町としてスタートしてから5年経過致しましたが、一定の成果を上げてきたところであります。これはご案内のとおりであります。しかし、この先の国等の状況を見ますと、行財政改革は未だ道半ばでありまして、更なる取り組みが必要であります。

農業公社につきましても、同様に財政的検討も必要でありますし、町民の皆様からのいろいろなご意見なども頂くなかで、検討されてきたものでありますので、是非その辺りはご理解いただきますようお願い致します。

その辺のことにつきましても、農業公社に何も言っていないではなくて改革について、ずっと言ってきた、それが何も改善されたという兆しが見えないその事が、いろいろな批判で町側にもあがってきているということを是非ご理解頂きたいと思っております。

次に3点目の、「農業公社の組織改編は、関係者への説明協議会を開くべきではないか」とのご質問についてであります。農業公社の組織改編につきましては、農業関係者への説明とご理解をいただくことが必要でありますので、農業公社理事会と協議しながら、その機会は設けて参るべきと考えております。

しかしながら、現在は、農業公社の特定な理事さんが中心となられまして、組織改編の検討を行っている最中でありまして、一定程度の方向性が出るまで、今しばらくその行方を待ちたいと思っております。

次に4点目の、「農業公社の苦情対処について」のご質問についてであります。担当課へは出来るだけ農業公社と連絡を密にし、早急な対応をするように以前から指示しております。しかしながら、作業内容などの通常の業務などで、一つひとつ町から指示するようなことまでは如何なものかと、当然改善すべきものはして行くんだと、役場が言えばするとい

うことではなく、当然すべきことはしなくてはならないというように考えておりますし、また、苦情の内容が議員ご指摘のように、簡単に解決できるようなものであるとすれば、農業公社自らも改善すべきものではないでしょうか。町が一緒になって解決すべき課題につきましては、一緒になって解決を図って行かなければならないと思っております。

次に小項目5点目の、「農業公社の組織改編に伴う職員の雇用問題について」のご質問についてであります。まず議員ご指摘の「ちぐはぐな点」についてであります。耕作放棄地解消についての事業内容につきまして、担当課が農業公社に打診致しました内容は、今年度中に取り組む内容について、農業公社が対応できるか否かの打診を行い、その結果、今年度内に3haの耕作放棄地の解消を農業公社が請け負うことにしたものであります。

また、総務産業建設常任委員会で配付致しました資料につきましては、農業公社の改編事務の現状を報告するための資料でありまして、今定例会でも配付させていただく予定の資料でもございます。従いまして、ご指摘の「ちぐはぐな点」はないと思っております。

最後に職員の処遇についてであります。農業生産法人が新たに出来ました折には、そちらへ移行する職員もいると思っております。再雇用を希望される職員の方や、退職し個人で農業等に従事される職員の方もおられるかと思いますが、いずれに致しましても、一人ひとりのご希望をお聞きしてから、町として出来るだけの対応が取れたらと考えていますので、ご理解いただきますようお願い致します。

○2番（前田芳樹）

それでは、いくつか再質問させていただきます。

6月と9月にも公社関連の質問を致しましたが、どうもかみ合わないなあという感じはしますが、少しずつ項目を取り上げながら伺います。

まず、農業公社改編後は財政負担は縮減すると答弁されましたが、これは残す公社そのものは現状公社に比較すれば減るだろうと思うのです。それは人員が9人から2人から3人になりますから人件費だけだといえ、ところがトータルで考えて頂きたいのです。

新に設立する生産法人の初期投資とか、もちろん運営費、経費等含めてどうなんだという事をお伺い致します。

○番外（町長松田和久）

再質問にお答え致します。

トータル的には経費は嵩むのではということではありますが、私はそのようには考えておりません。農業生産法人の事を話しに持ち出したのは、一体いくらこの農地保全管理にお金を

掛ければ、それに納得して頂けるのかということでもあります。お金が未曾有にあって、いくらお金を掛けてもかまわないと言うならやればよいと思いますが、でも今そういう状況に無いんだということから、何とかしないといけないというところから出発しております。

農業生産法人に移行するというのは、今居られる方が路頭に迷うような事はしてはいけないということから、新しい組織を作ってそちらへ移行してもらい、農業をやっているようにひとつ考えて頂きたい。それは生産を基本にしてやっていくということでもあります。

我々の方と致しましては、経費が掛かるようなことなら行革にもならないわけですから、そういう考え方は我々とは全然考え方が一致しておりません。

今ひとつは、私が新町の町長になりまして、この農業公社が町に移管をされましてから、私の耳にはいろんな意見が入ってきております。

議員も誰がどう言ったかではなく、足を運んで聞いて見たら如何でしょうか、本当に厳しい意見がでているのです。そういうものにこういう税を投入するなら、もう税は出さないとされる方もおられるという事を、ぜひ真摯に受け止めて頂きたいと思います。

農業者や中核農業者大勢いらっしゃいます、それをいちいち、じゃその名前を私に言ってくださいというのは如何なものでしょうか、もう少し足を運んで頂ければお分かり頂けると考えておりますので、ぜひこの機会にそういった場を自らがおつくり頂けるように要望して私の答弁を終わりたいと思います。

○2番（前田芳樹）

4カ所ほど少し伺います。

現在、生産法人の立上げについて町として協力できることがあればと思っていると、現在は公社からの検討結果待ちと言われましたが、公社理事会は公益性のある生産法人でなければ耕作放棄地改修は出来ないと最後報告をしているわけですが、この結果待ちというのは本当でしょうか。

次に一定程度の方向性が出るまで待ちの状態だと言われましたが、山崎課長は「4月1日にやるんだと公社サイドに伝えている」と聞いておりますが、このはっきりとした青写真が出来ていてそう言っているのかどうかお聞きします。

次に職員の処遇の部分ですが、新に生産法人に移行する職員もいるだろうし、そうでない個人農業をする人もいるだろうし、一人ひとり希望を聞いて町としても出来るだけの事をしてっておりますので、これは少し改善しているなあと思うのですが、この職員達が誰一人として将来の見えない、生活保障が確固としていない新たな生産法人に行かないと言っている

そうですが。民間ならいざ知らず、仮にも行政がこの職員達の労働基本権を無視してはいけないはずだと、私は思うのです。

雇用喪失を大きく叫んでいる町長が、外郭団体職員の解雇をするようなことがあってはいけないだろうと思います。この点を少し伺います。

そして、新たな農業生産法人が出来ましたらと返答されておりますが、この新たな生産法人とは、どうも「株式会社あいらんど」に、この新たな生産法人扱い同様に生産活動を持たせるといような話を私は聞くのですが、これは本当かどうか、こんなことはあってはいけないと思うのですがお尋ね致します。

○番外（町長 松田和久）

再々質問にお答え致します。

まず、1点目の支援につきましては農業公社を一体どうしたらいいかと、現状では住民の皆さんからもこれだけ言われているとすれば改革しなくてはならないと。

そして流動化事業も農地を荒らしたまま先へ送るという事は良くない、まさにその通りと思います。

従って、再三この場で申し上げておりますように農業公社の存在、意義というものは、私はきちんと評価をしているつもりであります。ですから、これはこれとしてやっていく、しかし実際どのくらいのお金を掛けて維持していくかというのが問題なわけです。

そのところで、では何人が公社でこれまでもやっていく、そして後の方については出来ましたら生産法人に移行していただいて、そこでひとつ今頑張っている農業者と一緒にあって、立場一緒になって頑張ってもらいたいというような形を、今考えております。

そういった方々があるとすれば、立ち上げ時には農業機械の貸し出し等の問題とか色々あると思うのです。ですから方向が出た時点で、改めて意見はお伺いしましょうと、出来ることはしてあげましょうということは申し上げております。

その青写真であります、今、農業公社理事会の方は組合と話し合いをされているそうですが、ところがその入り口で一步も先に入れない状況が続いているというようなお話を先般頂きました。

従いまして、まだ青写真は出来ているとは思いませんが、我々は議会に対しても、来年春にはそうするんだということで、今春そのことを理事会の方へ申し上げ、理事会の方も前向きに検討するというございましたので、まだその期間中ですが、日程的には非常に厳しくなっておりますということで、更に早く検討してもらえないかと、お願いをしております。

すので、青写真はまだまだと、絶対出来ないというようには私自身受け止めておりません。今のところは出来てないという事だと思います。

次に、労働基本権の問題ですが、先般も私のところへ5人の方がこられました。何か脅迫じみたような話で、「労働組合と私と交渉をさせてくれ」と、私は労働組合と会う必要はないと、「理事者と会ってください」と……。ただ、農業公社の職員の意見は私としては受け止めて行きたい。また理事会とも話し合いをさせてもらいたい。現実してるじゃないですか。ですから私は、労働不当行為はしていないと。それで弁護団がどうのこうのと言われるなら、どうぞ私を何処までも引っ張りだしてくださいと申し上げたつもりです。

どうかその辺りは、そんないい加減なことで取り組んでいないという事をこの際、ご理解頂きたいと思います。

次に、新たな農業生産法人のかわりに「株式会社あいらんど」を使ってというのは初めて聞きました。

そういうことは、私の口からは一切申し上げていないということを、是非わかって頂きたいと思います。

以上で終わります。

○2番（前田芳樹）

次の質問にいきます。先ほどの質問者と重複するところがございますが申し上げます。

五箇小学校改築事業がなぜ住民要望に反して事業変更されるのか伺います。

11月20日に五箇地区区長会との懇談会がありまして、五箇小学校改築は地域住民の長年の要望であるのになぜ事業変更されるのか、どうか改築で要望発言をして欲しいとの事でした。

新町建設計画書に策定された合併協定でもあり、磯小学校の次には順番が来るからと長年待ちに待って来たものでございます。現在の保護者会には説明はしたそうですが、小中学校は地域社会の存亡がかかった社会構成の根幹を成すものでありまして、広く地域住民の総意を反映させて方向を決めるべきではないでしょうか。この変更の本当の理由が財政支出を押さえたいから改築をやめたいのだということがあったらちょっと残念に思います。

改めて、五箇地区住民全体の意思確認をして総意を導き出してから改築か変更か決定し戴きたいと思いますが、如何でしょうか。

もう一つは、五箇小学校改築事業でなぜ耐震化工事に4億円以上もの巨費を投じるのか伺います。

築50年余りで文化財でも無いのに耐震化で4億円以上もの巨費を賭けるだけのものがあるの

かと、通常コンクリートで45年・木造で25年が法定耐用年数であって、現校舎は50年上も経っており改築時期に来ているはずであろうと思うのです。これまでの地震にもどうも無かったし、これに巨費を投じて少しばかりの耐用年数を延ばす必要があるのかと感じます。それよりも数年先になってもよいので、改築して欲しいと地域の人々は望むのではないのでしょうか。

改築の場合、12億いくらかと聞きますが、大部分が国の補助金でもあり、教育設備の整備と同時に補助金を取り込んで、木材不況に悲鳴をあげている島内木材業界を下支えしたり、島内経済循環を促して経済波及効果をもたらした方がいいのではないかと思います。

耐震化工事では多くを島外業者に利益共用するだけになることにもなりませんか。

凋落する島内経済の建て直しへの効果も是非、視野に入れて検討をし直して頂きたいものです。如何でしょうか。

○番外（ 教育長 藤 田 勲 ）

ただいまの前田議員の「五箇小学校改築事業について」のご質問にお答え致します。

初めに、住民要望に反して事業変更するのかについてのご質問にお答え致します。

本年3月定例議会での総括質疑や、9月定例議会においての一般質問にお答え致しましたとおり、3月に小学校保護者会、区長会を開催し、耐震補強が可能との診断結果が出た場合には、現在の小学校を補強の上、リニューアルして使っていく旨の説明をいたしました。

それから町広報誌、今年の7月号にもその旨掲載を致しております。更にはまた、11月に五箇地域協議会においても説明を行い、大半の委員の方々からリニューアルにご理解をいただいたと判断しております。

次に、なぜ耐震化工事に巨費を投じるのかについてのご質問にお答え致します。

先ほど是津議員の一般質問でお答え致しましたが、昭和34年に建設された五箇小学校は、60余mの廊下のある貴重な木造小学校であり、これを残していきたいとの思いから巨額ではありませんが、補強の上、リニューアル改修して小学校として使っていく判断をしたところがあります。

また、議員ご指摘の木材業界への波及効果を考え、リニューアルに際しては、出来る限り島内産の木材を使っていきたいと考えていますので、ご理解を賜りますようお願い致します。

○議長（ 米 澤 壽 重 ）

以上で、前田芳樹議員の一般質問を終ります。

只今より、16時45分まで休憩致します。

(本会議休憩宣告 16時36分)

休憩を閉じ、本会議を再開致します。

(本会議再開宣告 16時45分)

お諮りします。

本日の会議を18時まで延長したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声確認)

「異議なし」と認め、18時まで延長することに決定致しました。

一般質問を続けます。

最後に14番：福田晃 議員

○14番 (福田 晃)

今回、私の一般質問は広域連合とも関連するような質問ですので、苦慮されたかと思いますが、隠岐の島町長として忌憚のない答弁をお願いします。

最初に隠岐病院新築建設における募金活動についてお伺い致します。

平成16年10月1日、西郷町、布施村、五箇村、都万村の4か町村が合併し、隠岐の島町が誕生し早や5年が経過し、町づくり今、新たな展開を迎えています。

こうした中、隠岐島後町村合併協議会において、この合併は隠岐病院新築を最重要課題とし、新町建設計画の第1の課題目標に掲げると決した隠岐病院が、隠岐広域連合により12月中に提案された基本構想をもとに関係機関と協議を重ね、平成22年6月には実施計画を完了させ、工事着工にかかり、平成24年春には開設される運びとなった事は大変喜ばしく、町長として、また連合長としてのご尽力に敬意を表したいと思います。

さて町長は、合併協議中の関西西郷人会と合併後の出郷者の会等で県、町の財政の厳しさを訴えながら寄付のお願いをし、温かい力強い応援の言葉をいただいていると言われていましたし、現在も事あるごとにお願いをされているとは思いますが、開設2年近く前になっても募金活動の具体案が未だに出来上がっていないように思われるので、次の点について伺います。

1、所管事務はどの課で行うのか。2、目標額は掲げるのか。3、出郷者の方への寄付のお願いの通知方法は。4、当然、いちばん関係があり利用する立場の隠岐の島町住民にも寄付のお願いをされると思うが、周知や活動の方法は。

以上、お伺い致します。

○番外（町長 松田和久）

ただいまの福田議員の「隠岐病院新築建設における募金活動について」のご質問にお答えします。

隠岐病院建設につきましては、基本設計業務を今月下旬に完了させ、来年1月から実施設計に着手、6月実施設計完了後、建設工事に着手し、平成24年春の開院を目指して事業を進めているところでございます。

ご質問の募金活動についてであります。これにつきましては出郷者の皆様の会合等におきまして、県や町の財政の状況をご説明申し上げ、隠岐病院建設へのご理解とご協力をお願いして参りました。その際には、皆様方からは、やはり自分の親兄弟が、あるいは関係者の多くの方が隠岐に住んでおられる等の思いもあると思っておりますが、非常に前向きで温かいお言葉や励ましのお言葉をいただいていることも事実であります。

私と致しましては、設計内容が確定しない現段階で、募金の趣意書が作りにくいということあり、建設に2年近くかかるものですから、その間でいいのではと……。そこで具体的な詳細設計ができた時点で明確になりましてから趣意書を整備致しまして、出郷者の方をはじめ、広くご協力をお願いして参りたいと考えております。

まず1点目の、所管事務につきましては、事業主体が隠岐広域連合立の病院ということでございますので、隠岐広域連合において所管させたいと考えております。これは例の「ふるさと納税等の関係もございまして、混同したり、色んなことがあつてはいけないということから、広域連合を窓口にしたほうがいいのではと考えたところであります。

また、2点目の、目標額につきましては、経済が疲弊している昨今の社会状況下におきましては、目標額を掲げることは如何なものかと考えるところではございますが、しかし目標とする金額もなしに募金活動をすることは、本当はこれも如何なものかと考えますが、現下の社会情勢を考えますと、これにつきましては所管致します広域連合の中で検討が必要であると考えます。現段階では目標額は2億とか3億とかいうのは、私自身はどうかなあという気持ちがしております。

3点目の、出郷者の皆様方への寄付お願いの周知方法につきましては、各地の隠岐人会等の組織へご協力をお願いするなどの方法を考えて参りたいと思っております。また、町内については広報等でお願ひしたいと考えております。

4点目の、隠岐の島町住民への周知につきましては、広域連合並びに町の広報誌等を利用し、周知を図って参りたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い致します。

○14番（ 福 田 晃 ）

大体分かりましたが、1点だけ確認を致します。

所管事務の課は広域連合ということですが、私が広域連合の島前の議員だったら、よく利用する隠岐の島町がやるべきではないかという意見が出そうですが。連合長として、副連合長あたりの会合で広域連合でやろうという内諾は得ておられるでしょうか。

○番外（ 町長 松 田 和 久 ）

再質問にお答え致しますが、まだ正副連合長会でこの取り扱いについて申し合せは致しておりませんが、私がかねがね連合長という立場もそうでありますが、個人的にもこれからマンパワーが不足してくる時代が必ずくると、そうすると島前だ、島後だと本当にいいのだろうかという思いが非常にあります。

そういう中で隠岐病院を整備して、島前の皆さんにも使い勝手のよい病院にして行くべきだと私はこのように考えておりますので、是非その辺りは理解して頂いて、何とか我々の思いで了解を得られるように努力をしていきたいと思えます。

これは、隠岐病院自体の問題でもありますし、隠岐病院が中心となってということで考えさせて頂きたいと思えます。

○14番（ 福 田 晃 ）

次の質問の、隠岐広域連合消防本部の今後の整備について伺います。

隠岐の島町民の命と財産を守る消防本部が築後36年を経過し、先日広域連合議会議員の現地視察時にも分かりましたが、相当ガタがきているし、仮眠室の所は傾いているような状態だそうです。それと手狭となっており、使い勝手も悪くなっており早急な対応が必要かと思われれます。

広域連合の管轄であるし、広域連合4ヶ町村及び県においても厳しい財政状況にあるのは理解できるものの、隠岐の島町長として移転、新築等を踏まえ広域連合に提案する考えはありますか、伺います。

○番外（ 町長 松 田 和 久 ）

福田議員の消防本部整備に関するご質問にお答え致します。

隠岐広域連合では、平成 22 年度からの広域計画を策定するための前段として、消防体制検討会を立ち上げ、ご質問の案件を含む検討に入らせて頂いております。

検討内容は消防本部庁舎の整備、消防救急無線のデジタル化、人員体制の拡充、はしご付消防自動車の更新、通信指令体制の広域化など多岐に亘っての検討に入っております。

安心安全のまちづくりを進めるうえで、消防体制の充実は重要でありまして、事業の必要性につきましては認識をしていますが、多額の整備費を要する事業であり、構成町村の厳しい財政状況を考えますと、慎重な対応が必要であると考えています。

消防本部庁舎の整備は、無線デジタル化と同時に整備する場合は、平成28年5月までに、また財源として有利な合併特例債を活用する場合には、平成27年3月までに事業を完成させる必要が生じてきます。本部庁舎整備と無線デジタル化の合計事業費は13億円を超えると見込まれております。合併特例債や過疎債を利用したとしても、財政上非常に大きな負担になることは間違いありません。中長期の財政分析を十分に行ない、財政破綻を招かない範囲で決断しなければならない問題であると考えているところです。なお、合併特例債は本町しか利用できません。島前3町村は合併いたしてない問題もあります。

移転する場合の移転先につきましては、隠岐病院に近い場所が望ましいと関係者からも伝え聞いておりますが、具体的な話を進めるのは簡単ではないものも去来していることは事実であります。

隠岐広域連合は消防以外にも、隠岐病院や仁万の里の整備など、多くの課題を抱えています。広域計画を策定するにあたっては、構成町村が抱える多くの行政需要との比較検討を十分に行ないまして、バランスの取れた計画とする必要があると考えていますので、今後、検討には慎重に進めて参らなければならないと考えておりますので、ご協力をよろしくお願いし、私の答弁に代えさせていただきます。

○議長（米澤壽重）

以上で、福田 晃議員の一般質問を終わります。

以上で、一般質問を終わります。

本日の議事日程は全て終了致しました。

明日、12月16日は定刻より質疑を行います。

本日はこれにて散会します。

（ 散 会 宣 告 17時05分 ）

以 下 余 白